



第7期北区障害福祉計画・ 第3期北区障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月



はじめに

北区では、令和3年3月に策定した「北区障害者計画2021・第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画」に基づき、「一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして」の基本理念のもと、障害の有無にかかわらず地域の中でともに生活し、活動していける「ノーマライゼーション」社会の実現を目指して、様々な施策や事業を展開してきました。

令和3年の計画策定以降、国では、共生社会の実現に向け、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第5次障害者基本計画」において、障害のある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めました。

また、東京都では、「東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」の実現を目指した取り組みを推進しています。

こうした動向を踏まえ、北区では、「障害のある子どもが健やかに育ち、障害のあるすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を基本的視点とする「第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画」を新たに策定いたしました。本計画では、令和8年度を目標年度として、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス等の事業量の見込みとその確保策について定めています。本計画に基づき、全庁を挙げて障害者施策を推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました「北区自立支援協議会」及び専門部会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました区民の皆さま、関係者の皆さまに厚く御礼申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

東京都北区長 やまだ 加奈子



表紙、中扉には、NPO法人ピアネット北「絵画工房たゆたう」の皆さまの作品を掲載しています。

【表紙】

(左上) 菊間 勇宏「マウンテンバイク」 (右上) 柴田 匠「バンクシア」
(左下) 能登 隆光「タケノコ」 (右下) 野沢 理恵「ウシ、テントウムシ、フンコロガシ」

【中扉】

(第1章) 松浦 萌 「ホッケ」
(第2章) 佐野 奈津美「ハナミョウガ」
(第3章) 桑久保 卓人「リューカデンドロン、シルバーブルニア」
(第4章) 大月 優太郎「木彫りのカモ」
(第5章) 伊藤 賢士 「ホッケ」
(第6章) 金井 裕香 「カニ」
(第7章) 水谷 伸郎 「電車模型」

目次

第1章	計画策定の趣旨について	1
1	計画策定の趣旨・背景	2
2	障害者支援に関する近年の国の政策動向について	3
3	計画の基本的視点	5
4	計画の位置付け	6
5	計画の期間	8
6	計画の策定体制	8
第2章	北区の現状と課題	9
1	障害者・障害児人口の状況	10
2	北区の現状と課題	20
第3章	成果目標と活動指標	25
1	成果目標	26
2	活動指標	29
第4章	障害福祉サービスの推進	31
1	訪問系サービス	32
2	日中活動系サービス	37
3	居住系サービス	48
4	相談支援系サービス	52

第5章 地域生活支援事業等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

1 理解促進研修・啓発事業	58
2 自発的活動支援事業	59
3 相談支援事業	60
4 成年後見制度利用支援事業	61
5 成年後見制度法人後見支援事業	61
6 意思疎通支援事業	62
7 日常生活用具給付等事業	64
8 手話奉仕員養成研修事業	65
9 移動支援事業	66
10 地域活動支援センター事業	67
11 任意事業	68
12 障害者（児）緊急一時保護事業	72
13 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	73

第6章 障害のある子どもに対するサービスの推進・・・・・・・・ 75

1 障害児通所支援・障害児相談支援	76
-------------------	----

第7章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

1 計画の推進と進行管理	84
--------------	----

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

1 サービス見込量（活動指標）一覧	86
2 策定体制	89
3 用語解説	98

第1章

計画策定の趣旨について





計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に、地域社会における共生の実現に向けて、障害の定義に難病等を追加するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供が明記されたほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障害者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年3月には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障害のある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

北区では、「障害者計画」や「障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定を通じて、障害福祉の推進を図り、令和3年3月には「北区障害者計画2021・第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。

「第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、「北区障害者計画2021」の基本理念である「一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして」を念頭に、次期計画である「第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画」を策定し、障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市区町村及び都道府県が第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、国が基本指針を改正しました。

【指針見直しの主な事項】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 計画の基本的視点

「北区障害者計画2021」では、障害のある方が自ら選び、決め、行動する権利を最大限に尊重するとともに、必要な支援を受けながら、教育、就労、その他社会のあらゆる活動に参加し、すべての人々がお互いを尊重して支え合い、人としての尊厳をもって生き生きと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し、基本理念に「一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして」を掲げています。

また、基本理念を具体化するための方向性として、「自分らしく生き生きと暮らすために」「住み慣れた地域で安心して暮らすために」「ともに支え合う地域社会をめざして」の3つの基本目標を設定し、各種の障害者施策の展開を図っています。

こうした基本理念、基本目標に基づき、「第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画」では、基本的視点として「障害のある子どもが健やかに育ち、障害のあるすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を設定します。

障害のある子どもが健やかに育ち、
障害のあるすべての人が自分らしく
安心して暮らすことのできる
地域社会の実現

4 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をす
るための方策を定める計画です。

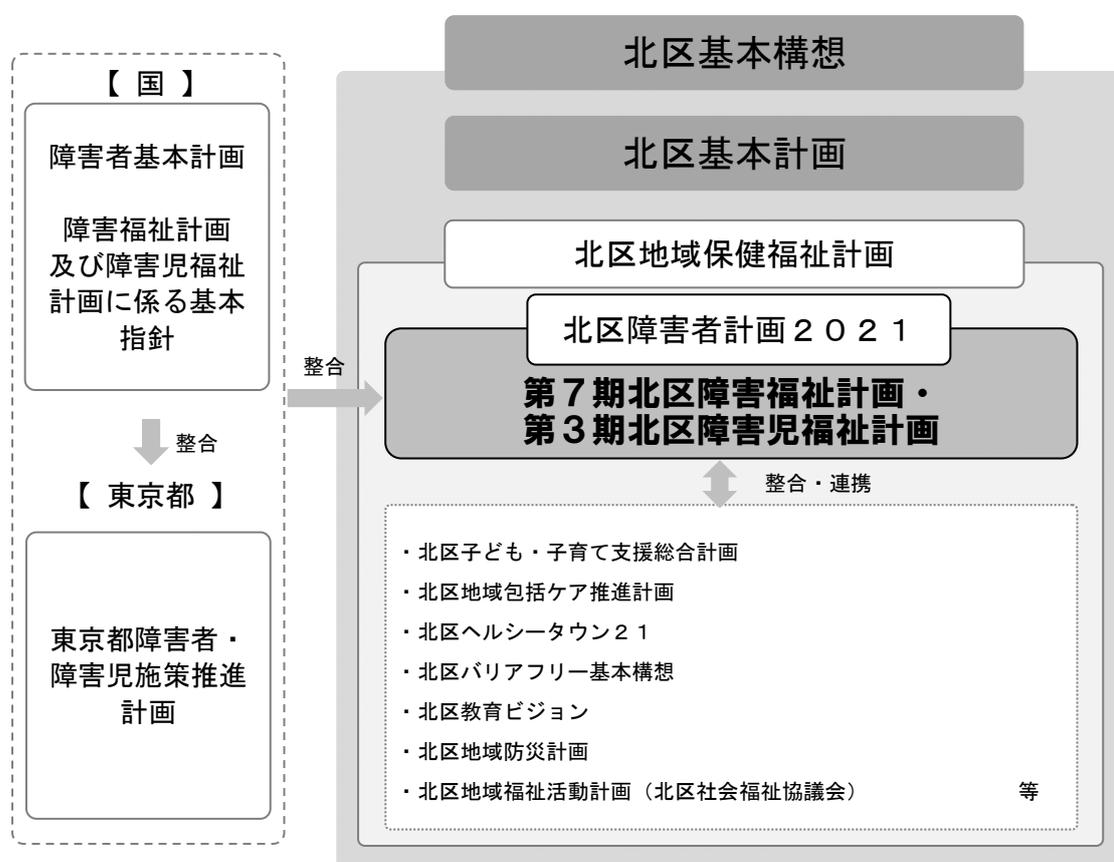
(2) 根拠法令

本計画は障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」です。これらの計画の概要は以下のとおりです。

項目	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
計画期間	3年間	3年間
基本的な考え方	国の基本指針の見直しの内容を始め、関係する指針や調査結果を踏まえるととも、第6期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。	障害を有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。

(3) 関連計画

本計画は、区がめざすべき将来像を定めた「北区基本構想」及びそれに基づく「北区基本計画」、区の地域保健福祉推進の基本的な方向を示す「北区地域保健福祉計画」、区の障害者施策に関する基本計画としての性格を有する「北区障害者計画2021」を上位計画とし、東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、障害者・障害児の地域生活に必要なサービス量の見込み及びその確保策を定めるものです。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者計画	北区障害者計画2021						次期計画		
障害児福祉計画 障害福祉計画	第6期 北区障害福祉計画			第7期 北区障害福祉計画			次期計画		
	第2期 北区障害児福祉計画			第3期 北区障害児福祉計画			次期計画		

6 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障害福祉に関する団体・障害福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「北区自立支援協議会」及び専門部会や、区の関係部署の職員で構成されている「北区障害者計画等検討委員会」を開催し、北区の障害者・障害児を取り巻く課題や今後の施策の方向性についての検討を行いました。

(2) 計画策定への区民参加

本計画の策定にあたって、令和5年12月1日から令和6年1月5日の期間にパブリックコメントを実施し、区民の皆様からいただいたご意見の趣旨を計画に反映しました。

第 2 章

北区の現状と課題



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



北区の現状と課題

第2章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

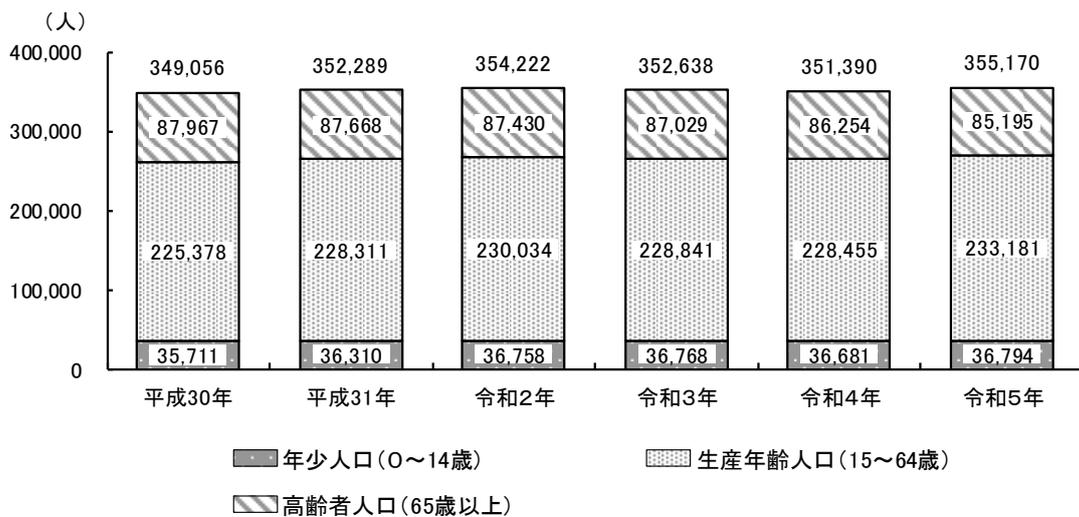
1 障害者・障害児人口の状況

(1) 総人口の推移

北区の総人口は、令和5年4月1日現在355,170人です。

年齢階層別に見ると、平成30年と比較して、高齢者人口（65歳以上）は減少傾向にあります。年少人口（14歳以下）は3.0%増、生産年齢人口（15歳～64歳）は3.5%増と、増加傾向にあります。

年齢階層別総人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数の等級別の推移

身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいの状態が続き、令和4年度末時点では、11,418人となっています。等級別にみると、令和4年度末時点で1級が3,950人(34.6%)で最も多くなっています。

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	4,181	4,164	4,114	4,167	4,080	3,950
2級	1,870	1,857	1,852	1,855	1,831	1,815
3級	1,978	1,981	1,937	1,922	1,860	1,806
4級	2,745	2,790	2,751	2,771	2,740	2,694
5級	544	556	553	544	521	519
6級	669	659	664	650	664	634
合計	11,987	12,007	11,871	11,909	11,696	11,418

資料：庁内調べ（各年度末時点）

② 身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、令和4年度末時点では、肢体不自由が5,287人(46.3%)と最も多く、次いで内部障害が3,966人(34.7%)となっています。また、内部障害の手帳所持者数はほぼ横ばいの状態が続く一方で、肢体不自由の手帳所持者数は毎年減少しています。

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移

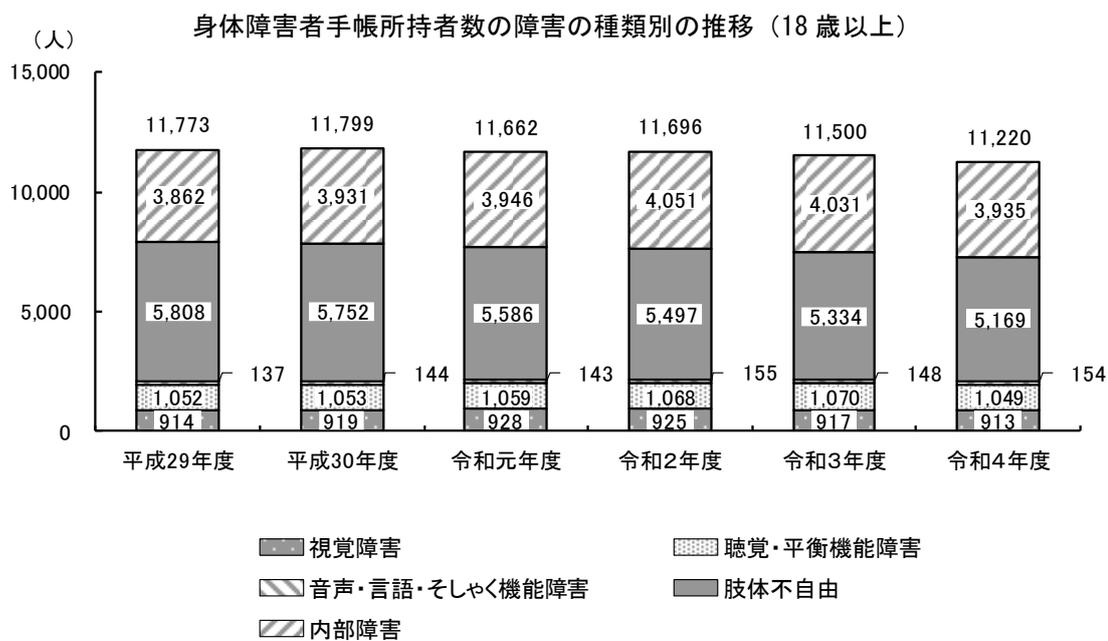
単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
視覚障害	927	930	936	932	923	922
聴覚・平衡機能 障害	1,089	1,091	1,096	1,107	1,109	1,087
音声・言語・ そしゃく機能障害	137	145	144	156	150	156
肢体不自由	5,938	5,877	5,718	5,628	5,453	5,287
内部障害	3,896	3,964	3,977	4,086	4,061	3,966
合計	11,987	12,007	11,871	11,909	11,696	11,418

資料：庁内調べ（各年度末時点）

③ 身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移（18歳以上）

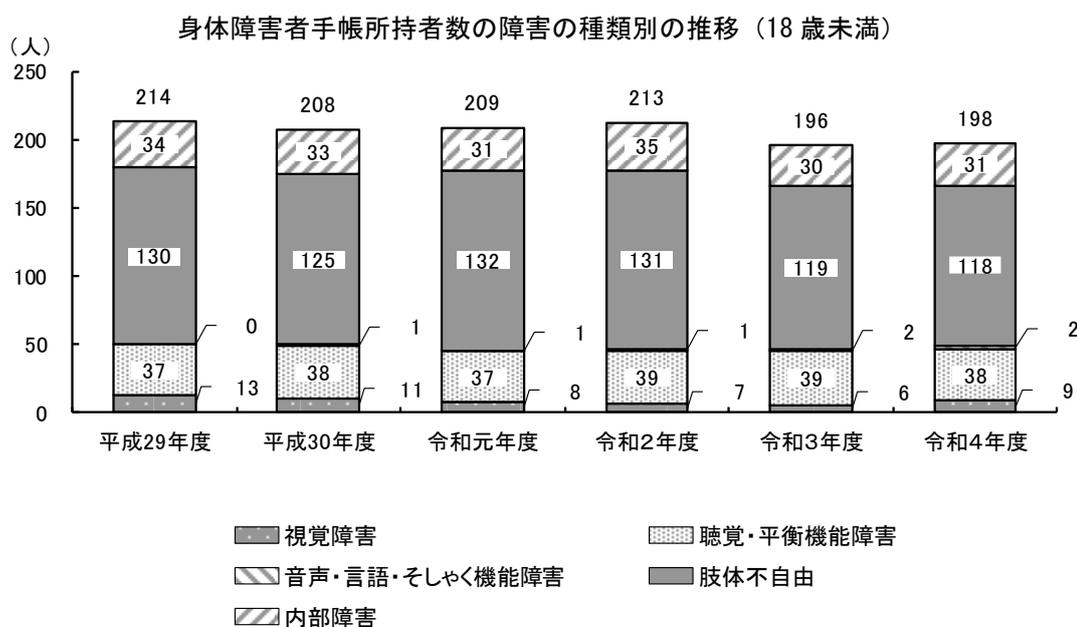
身体障害者手帳所持者の大半は18歳以上であり、令和4年度末時点で11,220人（98.3%）となっています。障害の種類別にみると、肢体不自由が5,169人（46.1%）で最も多く、次いで内部障害が3,935人（35.1%）となっています。



資料：庁内調べ（各年度末時点）

④ 身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移（18歳未満）

18歳未満の身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、令和4年度末時点で、肢体不自由が118人（59.6%）で最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害が38人（19.2%）となっています。



資料：庁内調べ（各年度末時点）

(3) 「愛の手帳」所持者数の推移

① 「愛の手帳」所持者数の程度別の推移

知的障害者に交付される「愛の手帳」（東京都療育手帳）の所持者数は年々増加しており、平成29年度末の2,278人に比べて、令和4年度末では2,656人と16.6%増となっています。

程度別にみると、令和4年度末時点で、4度（軽度）が1,310人（49.3%）で最も多く、次いで2度（重度）が640人（24.1%）となっています。

「愛の手帳」所持者数の程度別の推移

単位：人

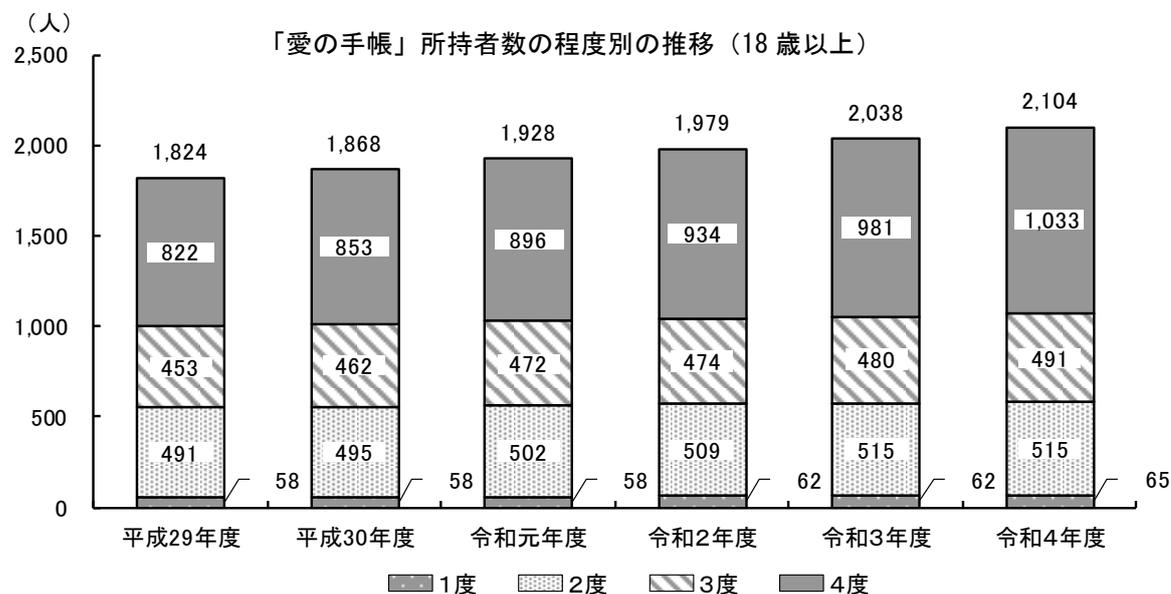
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1度（最重度）	64	64	65	72	72	73
2度（重度）	590	599	611	622	633	640
3度（中度）	558	567	575	590	600	633
4度（軽度）	1,066	1,119	1,156	1,206	1,255	1,310
合計	2,278	2,349	2,407	2,490	2,560	2,656

資料：庁内調べ（各年度末時点）

② 「愛の手帳」所持者数の程度別の推移（18歳以上）

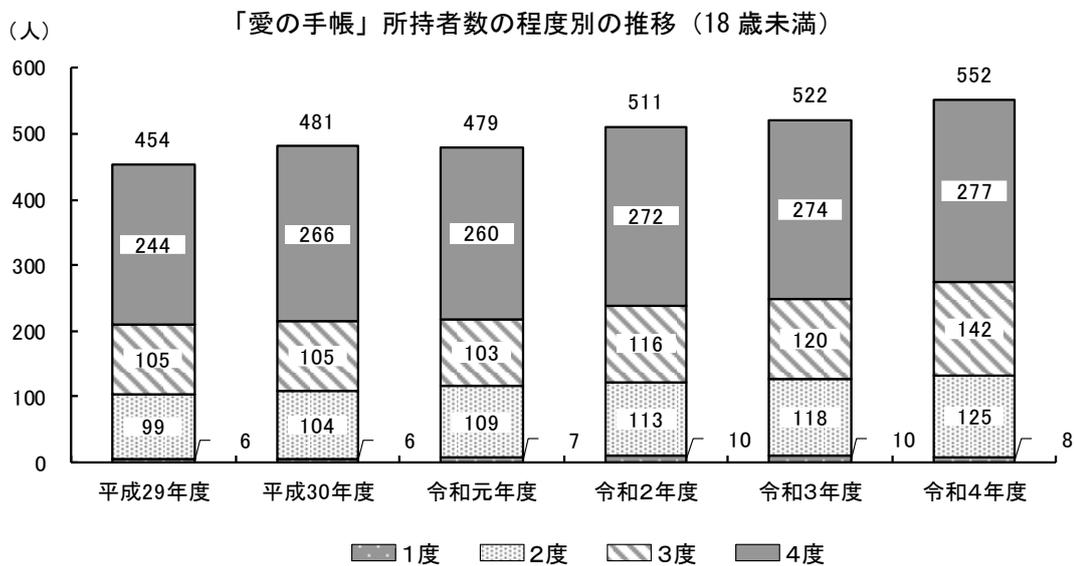
「愛の手帳」所持者を年代別に見ると、18歳以上が2,104人（79.2%）となっています。

程度別の推移をみると、令和4年度末時点で、4度（軽度）が1,033人（49.1%）で最も多く、次いで2度（重度）が515人（24.5%）となっています。



③ 「愛の手帳」所持者数の程度別の推移（18歳未満）

18歳未満の「愛の手帳」所持者数の程度別の推移をみると、令和4年度末時点で、4度（軽度）が277人（50.2%）と半数以上を占めています。



資料：庁内調べ（各年度末時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、平成29年度末の2,875人に比べ、令和4年度末では4,074人と41.7%増となっています。

等級別にみると、令和4年度末時点で、3級が1,969人（48.3%）で最も多く、次いで2級が1,897人（46.6%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

単位：人

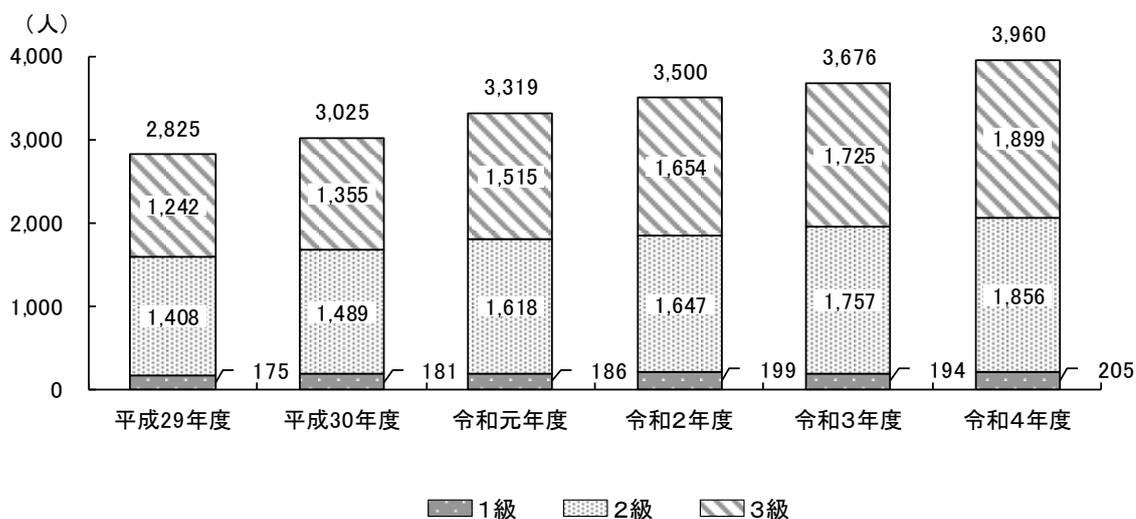
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	176	184	188	202	199	208
2級	1,414	1,507	1,636	1,677	1,795	1,897
3級	1,285	1,399	1,570	1,705	1,785	1,969
合計	2,875	3,090	3,394	3,584	3,779	4,074

資料：庁内調べ（各年度末時点）

② 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移（18歳以上）

精神障害者保健福祉手帳所持者の大半は18歳以上であり、令和4年度末時点で3,960人（97.2%）となっています。等級別にみると、3級が1,899人（48.0%）で最も多く、次いで2級が1,856人（46.9%）となっています。

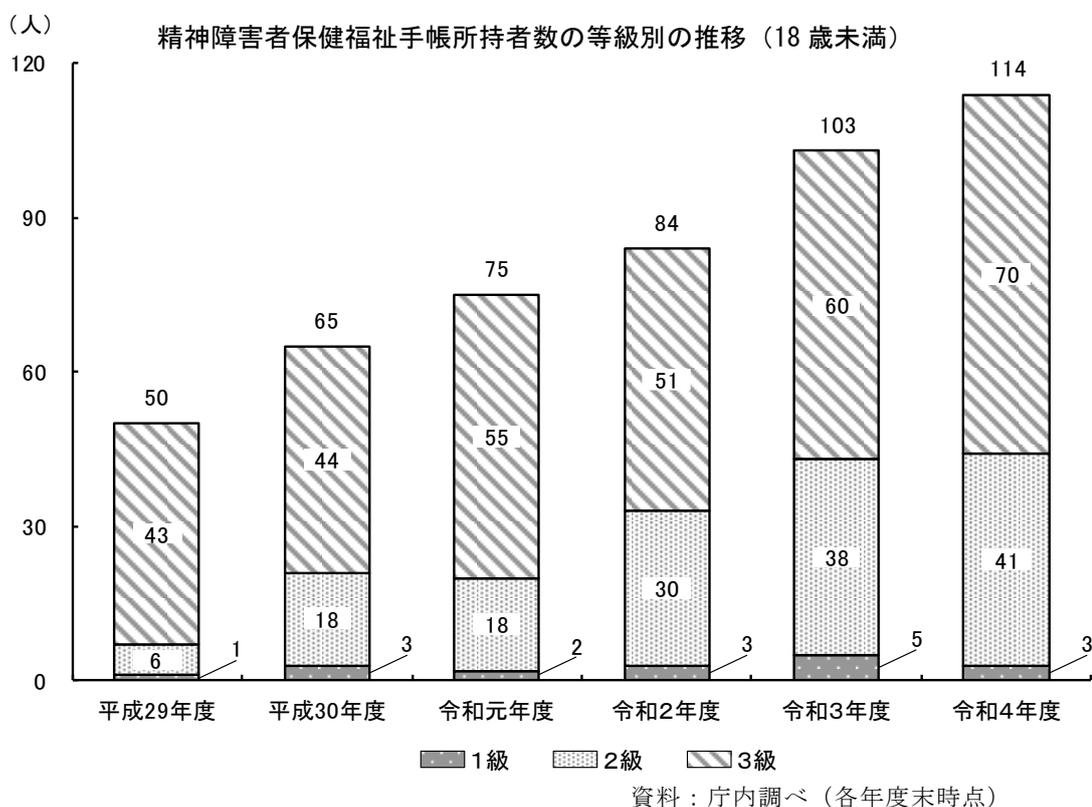
精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移（18歳以上）



資料：庁内調べ（各年度末時点）

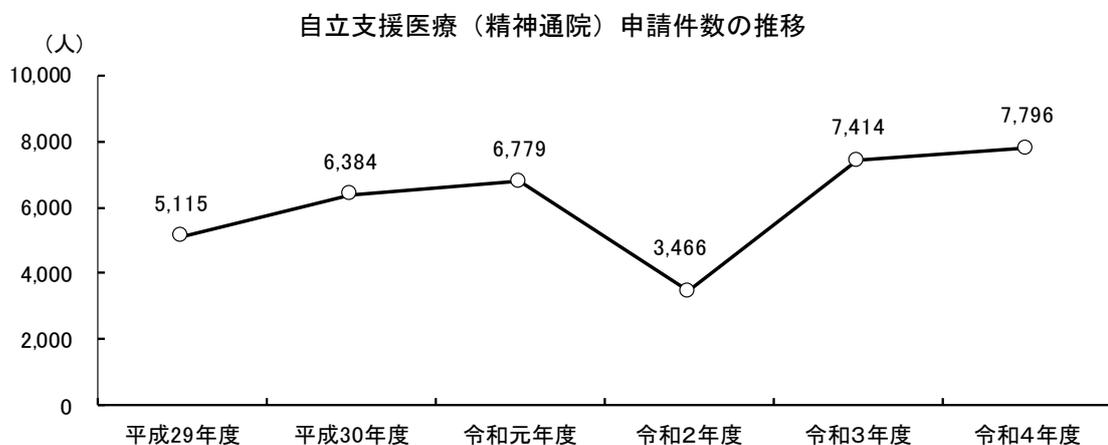
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移（18歳未満）

18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年度末時点で、3級が70人（61.4%）で最も多く、次いで2級が41人（36.0%）となっています。



④ 自立支援医療（精神通院）申請件数の推移

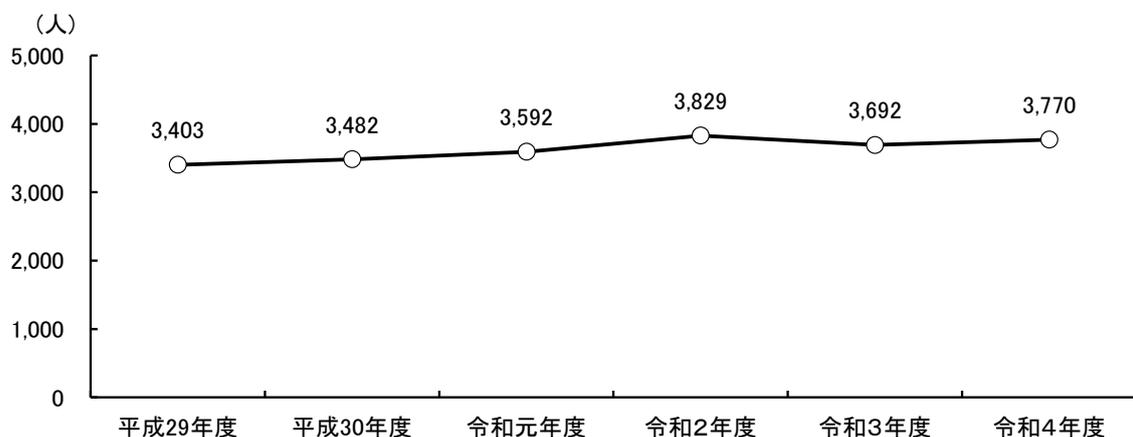
自立支援医療（精神通院）申請件数の推移をみると、平成29年度の5,115件に比べ、令和4年度は7,796件と増加傾向にあります。



(5) 難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移

難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移をみると、平成29年度の3,403人に比べ、令和4年度は3,770人と増加傾向にあります。

難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移

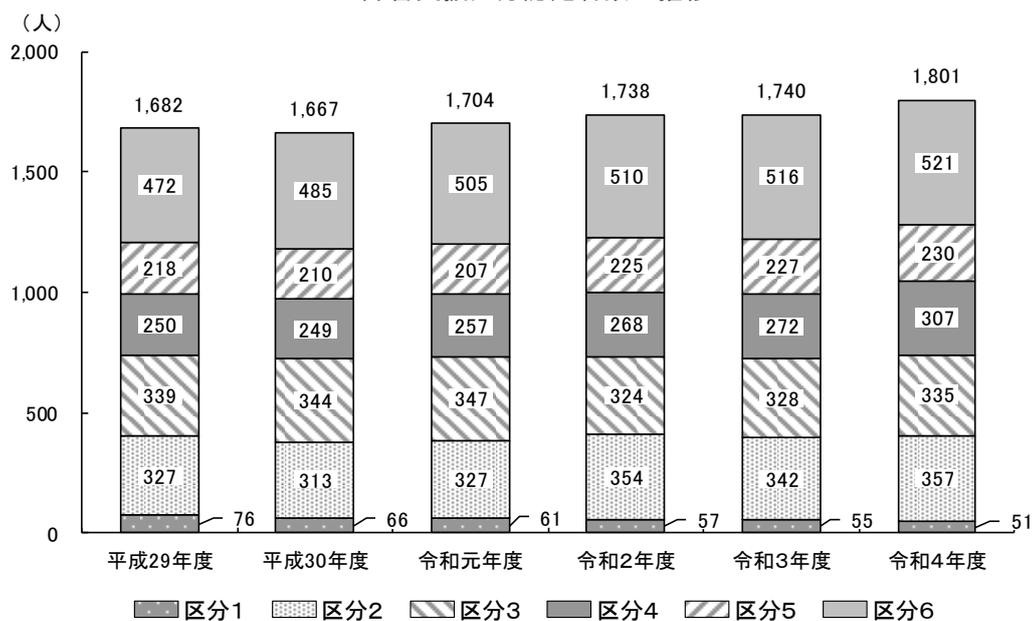


資料：東京都福祉局・保健医療局「福祉・衛生統計年報」（各年度末時点）

(6) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数は増加傾向にあり、平成29年度の1,682人に比べ、令和4年度は1,801人と7.1%増となっています。区別では、令和4年度末時点で、区分6が521人（28.9%）で最も多くなっています。

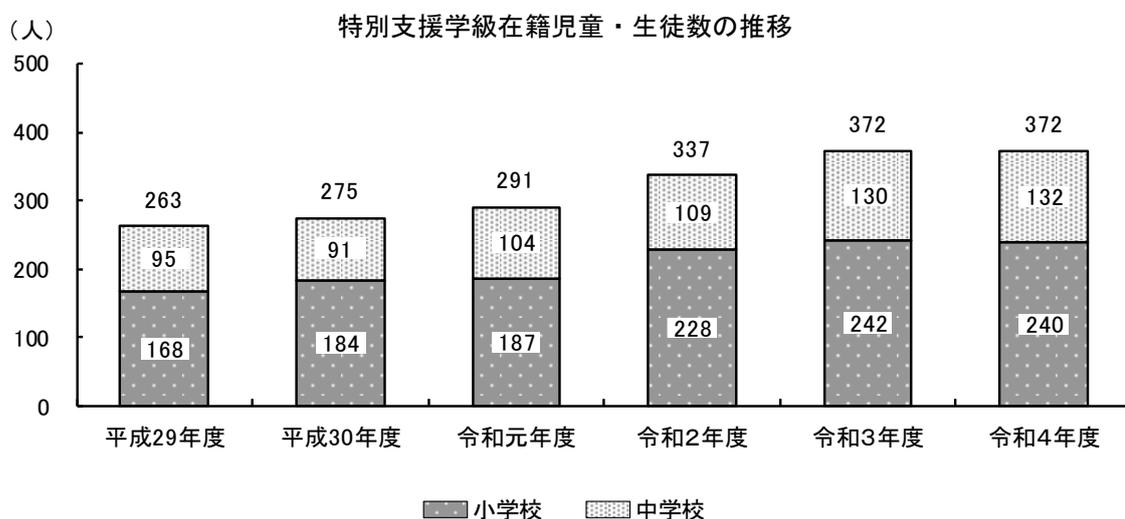
障害支援区分認定者数の推移



資料：庁内調べ（各年度末時点）

(7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

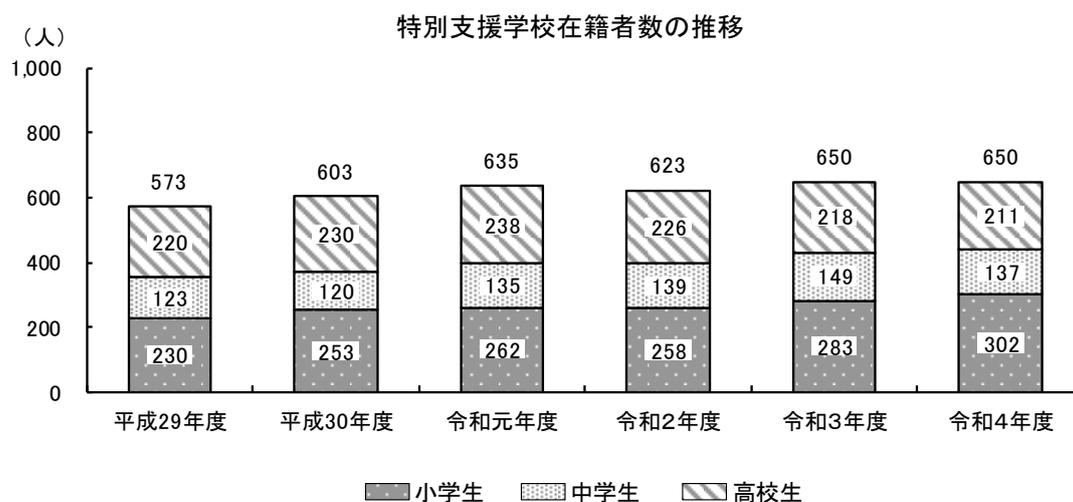
特別支援学級（固定学級）在籍の児童・生徒数の推移をみると、令和4年度の小学校の児童数は240人で、増加傾向にあります。また、令和4年度の中学校の生徒数は132人で、増加傾向にあります。



資料：東京都教育委員会公立学校統計調査（各年度5月1日時点）

(8) 特別支援学校在籍者数の推移

特別支援学校在籍者数の推移をみると、令和4年度の小学生は302人で、増加傾向にあります。また、中学生は増減を繰り返し、令和4年度は137人です。令和4年度の高校生は211人で、令和元年度以降は減少傾向にあります。



資料：学校基本統計（学校基本調査報告書）（各年度5月1日時点）

2 北区の現状と課題

「第6期北区障害福祉計画・第2期北区障害児福祉計画」の策定後、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児等支援法」という。）の施行（令和3年9月）や「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（令和6年4月）など、北区の障害者・障害児を取り巻く環境は変化を続けています。ここでは、「北区障害者計画2021」に掲げる6つの重点施策について、現状と課題を整理します。

(1) 相談支援の充実

障害者が自らの決定に基づき、自分らしく生き生きと暮らすため、身近な地域で必要なサービスに円滑につなげる相談支援体制の充実が必要です。北区では、障害福祉課の王子障害相談係と赤羽障害相談係、滝野川地域障害者相談支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）の5箇所で開催の総合相談・専門相談を実施しており、いずれの窓口においても、相談件数は増加傾向にあります。複雑化・多様化するニーズに的確に対応していくためには、基幹相談支援センターを中心とした、さらなる相談支援体制の強化を図る必要があります。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神障害者や精神保健に課題を抱える方、その家族からの相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整備するため、保健・医療・福祉の関係機関の連携の強化が求められています。



【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものです。

北区では、保健・医療・福祉関係者による「協議の場」を設置し、関係機関との連携体制を強化するとともに、地域生活への移行促進に向けた検討や支援の充実を図っています。また、障害者自身が当事者視点に立って他の障害者の支援を行うピアサポーターの養成及び活動の検討に着手するとともに、都内の精神科病院に入院している区民の実態調査や、地域生活に必要な社会資源を紹介するリーフレットの配布を行っています。

(2) 障害福祉サービス等の充実と質の向上

障害者・障害児人口は増加傾向にあるため、個々のニーズや実態に応じた適切な支援が行えるよう、各サービスの量的・質的な充実を図る必要があります。北区では、民間事業所の整備誘導により利用定員の拡大を図っているほか、東京都と連携した福祉人材の確保等の事業の周知や、基幹相談支援センターを中心とした人材育成のための研修会等の実施など、安定的な福祉人材の確保や育成に努めています。

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

乳幼児期から就学・就労までのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、児童発達支援・放課後等デイサービス等の障害児支援の提供体制の充実に取り組んでいます。

令和3年9月に施行された「医療的ケア児等支援法」において、保育所、学校の設置者等は、在籍する医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有することとされ、国・地方公共団体においては、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援や、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援を行うこととされました。北区においても、保育所や学校、学童クラブに看護師を配置・派遣するなど、医療的ケア児の受け入れ体制の整備に取り組んでいるほか、重症心身障害児や医療的ケア児を支援する事業所の整備・誘導を行っています。

また、令和6年4月に施行される「改正児童福祉法」において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化され、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の種類（福祉型、医療型）の一元化を行うこととされています。北区においても、児童発達支援事業者や関係機関との連携を強化し、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を整備していく必要があります。

(4) 障害のある人の就労の拡大

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性に応じた支援を受けながら働き続けることのできる環境整備が重要です。

令和4年12月に公布された「改正障害者総合支援法」では、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」が創設されるなど、一人ひとりの障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められています。北区では、就労支援センター北を中心に、通所事業所や国・東京都等の関係機関と連携し、就労促進と就労定着に向けた支援の充実を図ってきました。

今後も、障害の特性や能力に応じて多様な働き方を選択できるよう、就労に関する情報提供や相談支援、就労の機会の確保など、安心して働き続けるための支援の充実に取り組んでいく必要があります。

(5) 地域におけるサービス提供体制の整備

障害者が、障害の特性や状況に応じ、住み慣れた地域でより質の高いサービスを受けられるよう、サービス提供体制の充実が必要です。特に、障害の重度化、障害者及び介助を行う家族等の高齢化が進んでいるため、「親なき後」を見据えた支援や、緊急時の受け入れ対応等の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

令和6年4月に施行される「改正障害者総合支援法」では、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされています。北区においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」による段階的な整備を目指しています。



【地域生活支援拠点等の整備】

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備を推進しています。

○地域生活支援拠点等に求められる機能及び内容

機能	内容
①相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の総合相談・専門相談 ・ 緊急時に必要なサービスの相談支援やコーディネート ・ 相談支援事業所との連携強化、困難事例への支援
②緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保
③体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所居室を使用して、地域移行に向けた体験宿泊、親元からの自立のための体験宿泊を実施
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成する研修等の機会を確保
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供体制の確保（施設の整備誘導） ・ 地域の社会資源の連携体制の構築 ・ 自立支援協議会における報告、検討

○地域生活支援拠点等の機能を担う事業所（令和4年度末時点）

法人名「事業所名」 / 所在地	担う機能（主な対象者）
社会福祉法人さざんかの会 「らららたきのがわ」 /滝野川3-53-10	②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 （身体障害者、知的障害者、精神障害者）
社会福祉法人晴山会 「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」 /西ヶ原4-51-1	②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 （身体障害者、知的障害者、障害児）

(6) こころのバリアフリーの推進

共生社会を実現するため、「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を着実に進めています。

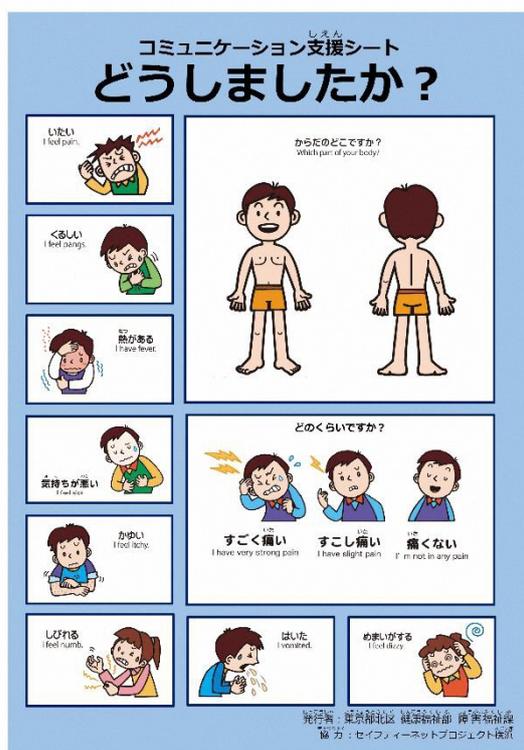
令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し実施することを地方公共団体の責務として定めた「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。北区では、令和2年4月に「東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例」を施行し、すべての区民が、障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指しています。

引き続き、区民及び事業者に対し、「障害者差別解消法」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、障害者が多様な手段で円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、意思疎通支援を充実していく必要があります。



【北区版コミュニケーション支援シート】

北区では、知的障害や聴覚障害のある方など話し言葉で意思や状況を伝えるのが難しい場合に、イラストや文字を指さして、相手に伝えやすくする「コミュニケーション支援シート」を配布しています。



第 3 章

成果目標と活動指標



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



第 3 章

成果目標と活動指標

1 成果目標

国の基本指針を踏まえ、令和8年度を目標年度として、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目 標 値		設定の考え方
令和8年度末までの地域生活移行者数	15人	令和4年度末の施設入所者(239人)の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】
令和8年度末の施設入所者数	227人	令和4年度末時点(239人)から5%削減 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目 標 値		設定の考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催		【国指針：市町村ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築】
令和8年度における精神障害者の利用者数	地域移行支援事業	5人
	地域定着支援事業	6人
	共同生活援助事業	90人
	自立生活援助事業	6人
	自立訓練(生活訓練)事業	30人
		現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ等を勘案し、利用者数の見込みを設定 令和4年度末時点の利用者数 地域移行支援事業 0人、地域定着支援事業 2人 共同生活援助事業 72人、自立生活援助事業 0人 自立訓練(生活訓練)事業 28人

(3) 地域生活支援の充実

目 標 値		設定の考え方
令和8年度末までに、区内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、コーディネーターを配置		【国指針：令和8年度末までの間、各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本】
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討		
強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備		【国指針：令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本】

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値		設定の考え方
令和8年度中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	82人	令和8年度中に、福祉施設から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(61人)の1.28倍以上 【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上】
内訳	就労移行支援事業からの移行者数	79人 令和8年度中に、就労移行支援事業から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(60人)の1.31倍以上 【国指針：令和3年度実績の1.31倍以上】
	就労継続支援A型事業からの移行者数	2人 令和8年度中に、就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(1人)の1.29倍以上 【国指針：令和3年度実績の1.29倍以上】
	就労継続支援B型事業からの移行者数	1人 令和8年度中に、就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(0人)の1.28倍以上 【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上】
令和8年度における就労移行支援事業所のうち、利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所の割合	5割	【国指針：令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本】
令和8年度における就労定着支援事業の利用者	98人	令和8年度における就労定着支援事業を利用した人数。令和3年度実績値(69人)の1.41倍以上 【国指針：令和3年度実績の1.41倍以上】
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所の割合	25%	【国指針：令和8年度における就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本】

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方	
令和8年度末までに設置する数	児童発達支援センター	1 箇所	【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本】 令和4年度末時点 1 箇所
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	2 箇所	【国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本】 令和4年度末時点 1 箇所
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	6 箇所	【国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本】 令和4年度末時点 4 箇所
令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築		充実	【国指針：令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本】
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置		充実	【国指針：令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本】 令和4年度末時点 設置
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		配置	【国指針：令和8年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本】

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目 標 値		設定の考え方	
基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制の強化を図る取組を実施		【国指針：令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本】	
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施		【国指針：令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本】	

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

目 標 値		設定の考え方	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築		【国指針：令和8年度末までに、市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築】	
内訳	障害福祉サービス等に係る各種研修の参加	促進	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の積極的な参加を図る
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用・共有	年 12 回	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定

2 活動指標

活動指標は、成果目標の達成に向けて、障害福祉サービスの利用人数や利用日数など、確保状況の進捗を定期的に分析、評価するために定めるものです。

本計画における活動指標は、第4章から第6章に掲載する各サービスの見込量とします。各サービスの見込量及び見込量を確保するための方策は、北区における過去の実績値の傾向と地域の実情を考慮して設定します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

第4章

障害福祉サービスの推進





第4章

障害福祉サービスの推進

1 訪問系サービス

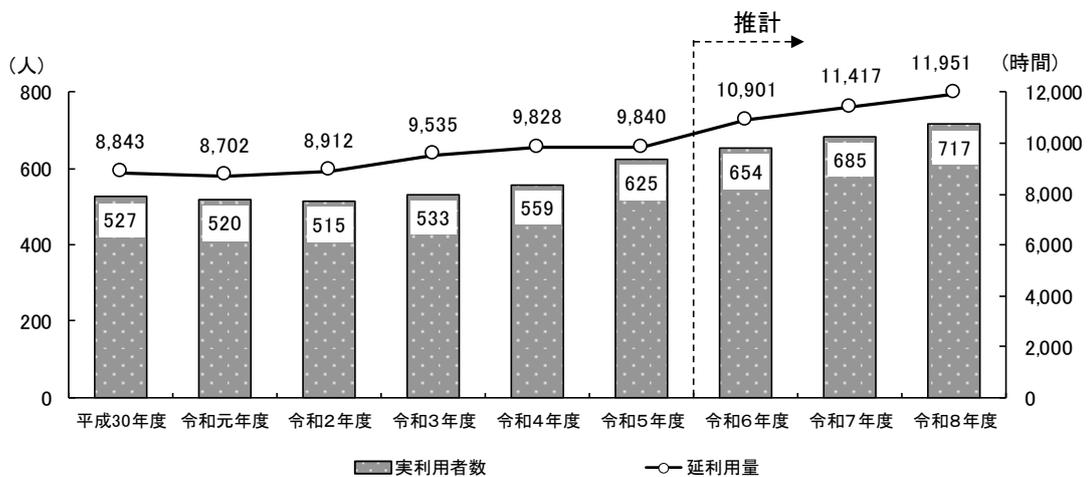
(1) 各サービスの見込量

① 居宅介護（ホームヘルプ）

サービスの概要

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。

居宅介護（ホームヘルプ）の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/時間)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	527	520	515	533	559	625	654	685	717
延利用量	8,843	8,702	8,912	9,535	9,828	9,840	10,901	11,417	11,951

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

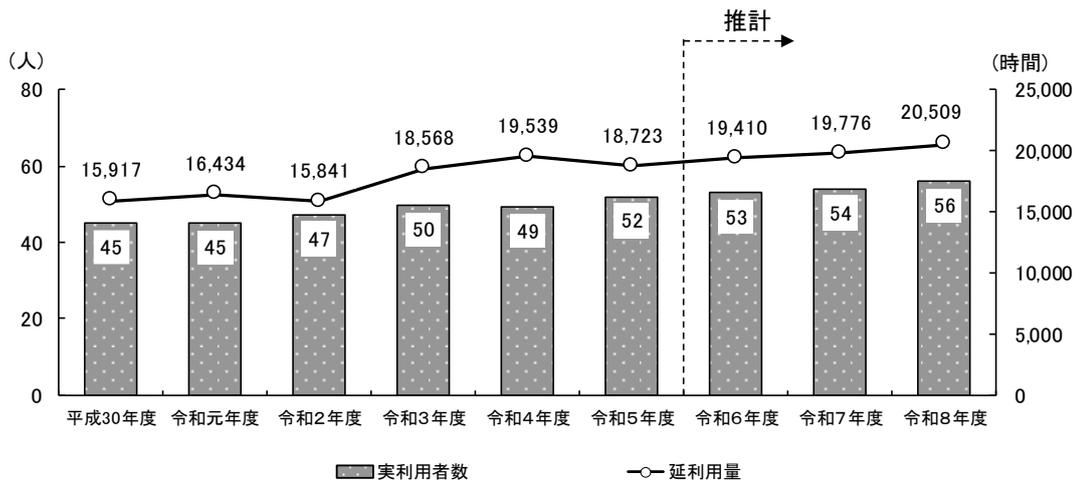
資料編

② 重度訪問介護

サービスの概要

重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

重度訪問介護の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/時間)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	45	45	47	50	49	52	53	54	56
延利用量	15,917	16,434	15,841	18,568	19,539	18,723	19,410	19,776	20,509

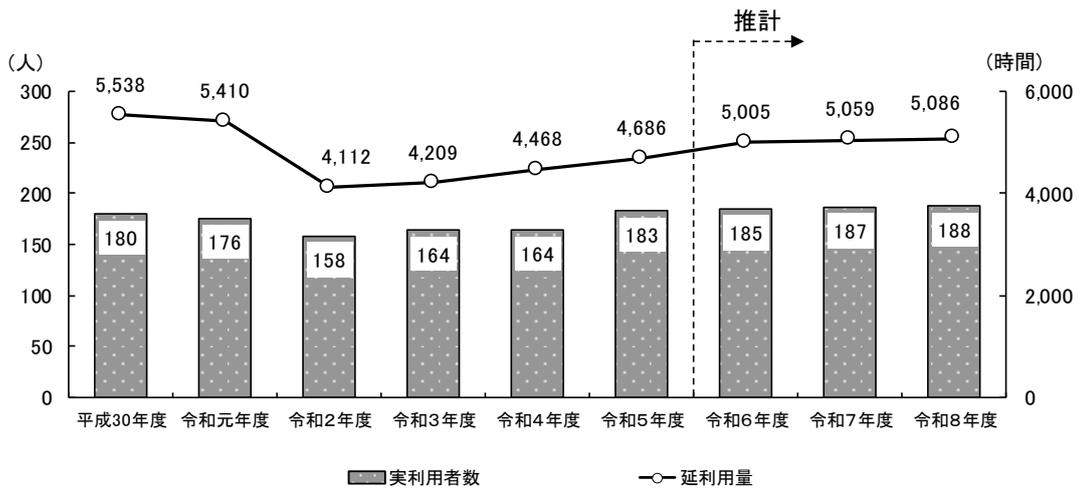
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

③ 同行援護

サービスの概要

移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

同行援護の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/時間)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	180	176	158	164	164	183	185	187	188
延利用量	5,538	5,410	4,112	4,209	4,468	4,686	5,005	5,059	5,086

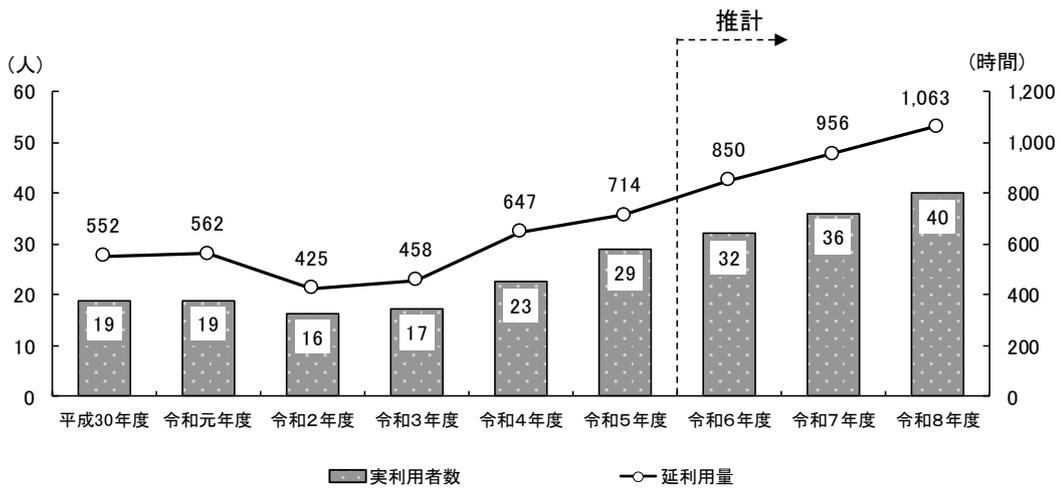
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

④ 行動援護

サービスの概要

行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

行動援護の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/時間)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	19	19	16	17	23	29	32	36	40
延利用量	552	562	425	458	647	714	850	956	1,063

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

⑤ 重度障害者等包括支援

サービスの概要

常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等の複数のサービスを包括的に提供します。

単位 (人/時間)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	0	0	0	0	0	0	1	1	1
延利用量	0	0	0	0	0	0	608	608	608

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 今後のサービス需要の更なる増大に備え、幅広い事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・相談支援を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。
- 事業者に対して、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促します。また、障害の程度や状況等に応じたサービスを提供できるよう、東京都や事業者と連携してサービスの質の向上を図ります。
- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者・障害児が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。
- 利用者自身が自らの障害の状況等に応じた事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を積極的に行います。

2 日中活動系サービス

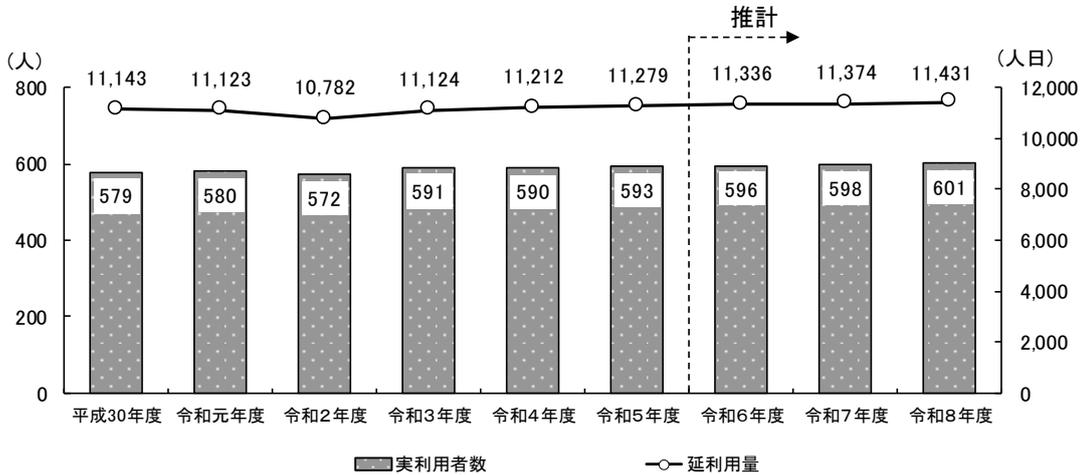
(1) 各サービスの見込量

① 生活介護

サービスの概要

障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

生活介護の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	579	580	572	591	590	593	596	598	601
延利用量	11,143	11,123	10,782	11,124	11,212	11,279	11,336	11,374	11,431

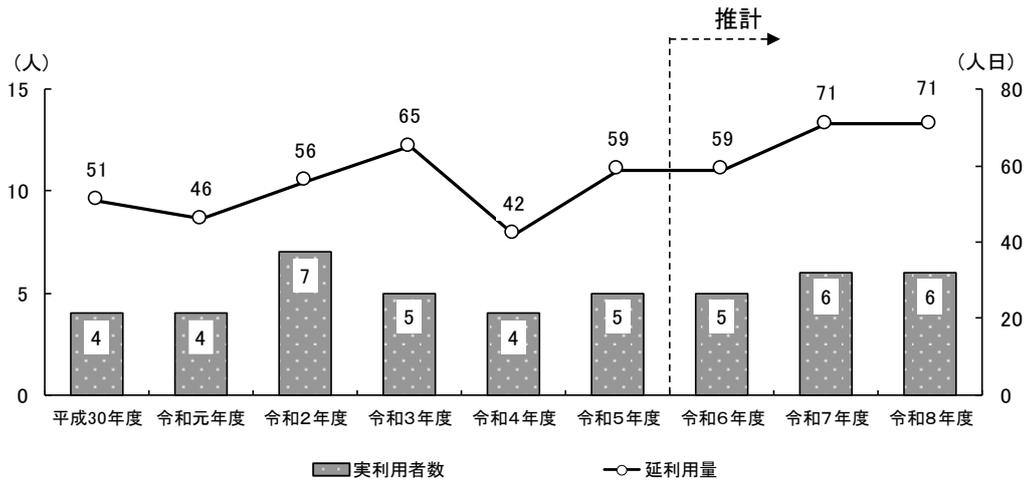
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

② 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要

身体障害者又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。

自立訓練（機能訓練）の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	4	4	7	5	4	5	5	6	6
延利用量	51	46	56	65	42	59	59	71	71

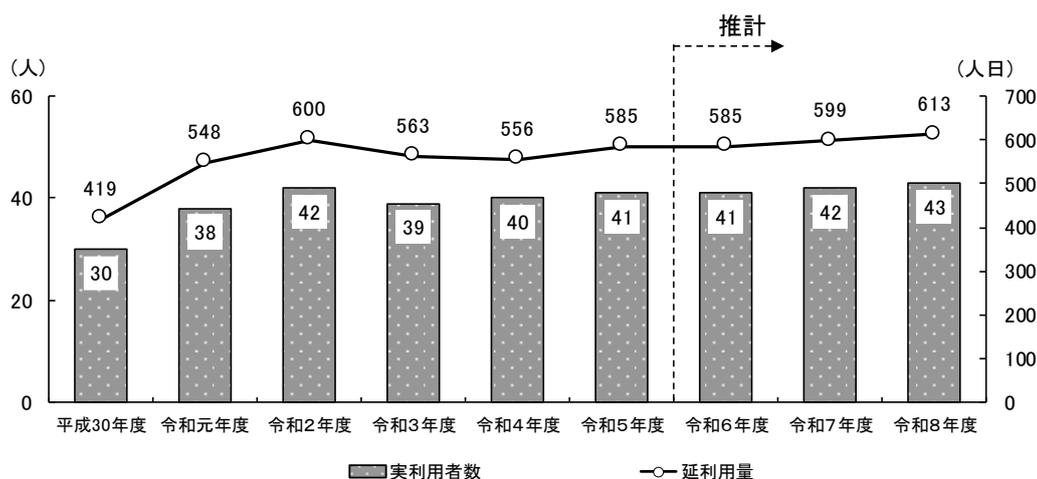
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

③ 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要

知的障害者又は精神障害者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。

自立訓練（生活訓練）の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	30	38	42	39	40	41	41	42	43
延利用量	419	548	600	563	556	585	585	599	613

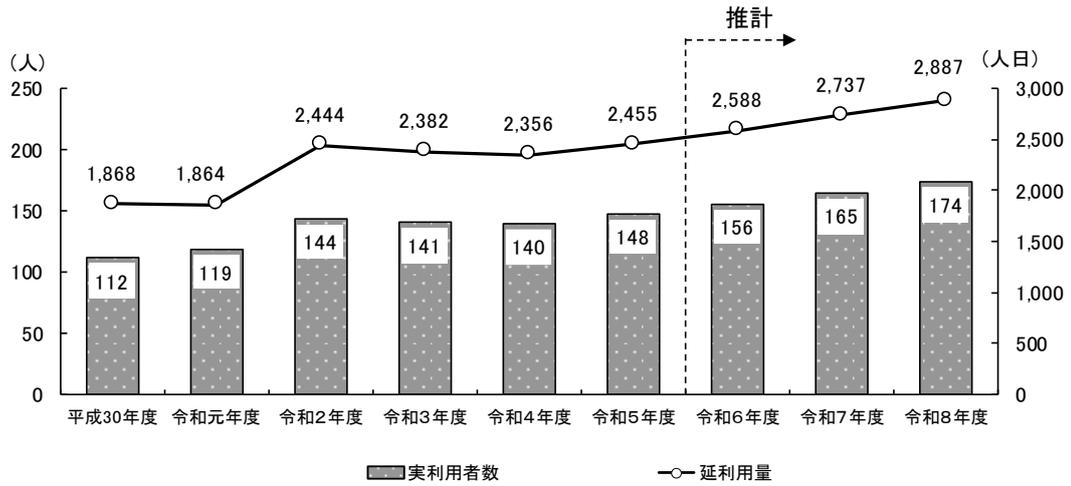
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

④ 就労移行支援

サービスの概要

就労を希望する65歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

就労移行支援の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	112	119	144	141	140	148	156	165	174
延利用量	1,868	1,864	2,444	2,382	2,356	2,455	2,588	2,737	2,887

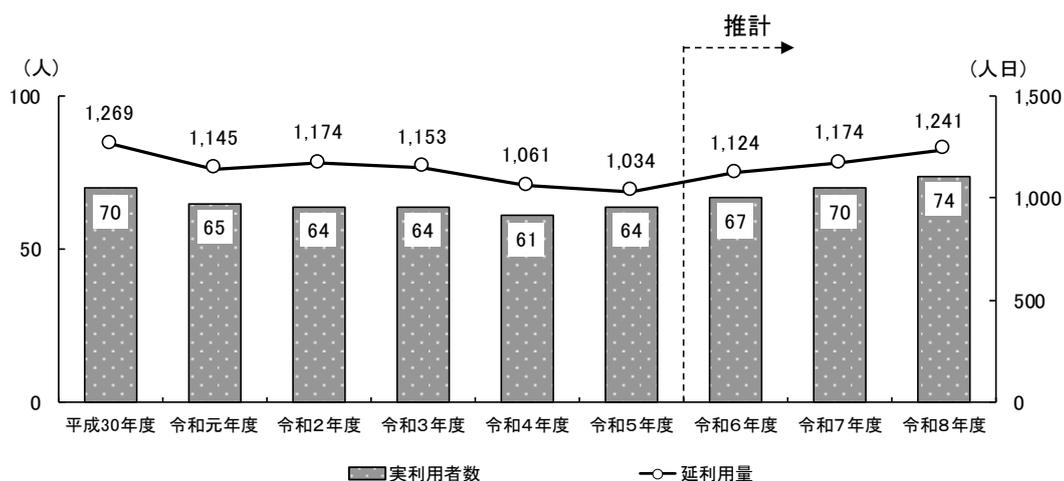
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

⑤ 就労継続支援（A型）

サービスの概要

企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援（A型）の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	70	65	64	64	61	64	67	70	74
延利用量	1,269	1,145	1,174	1,153	1,061	1,034	1,124	1,174	1,241

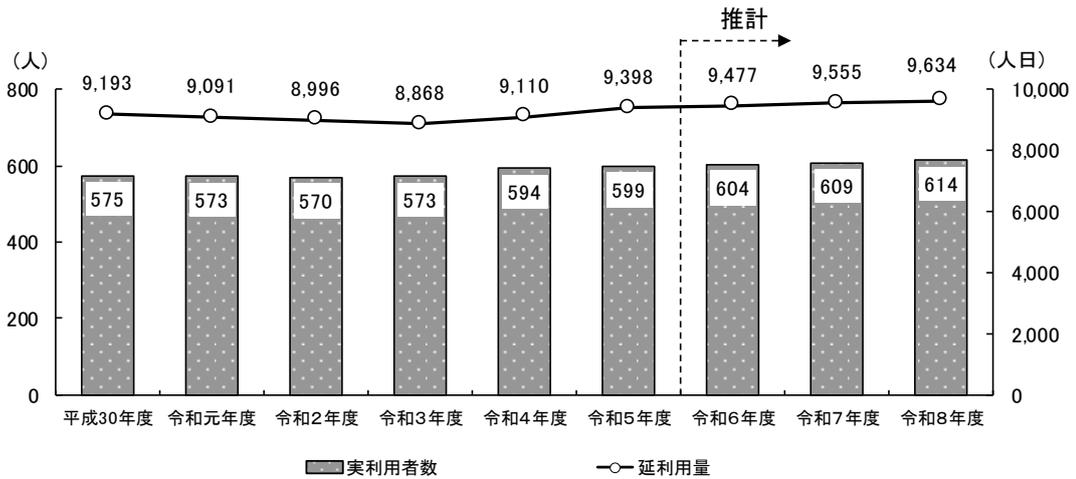
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

⑥ 就労継続支援（B型）

サービスの概要

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援（B型）の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	575	573	570	573	594	599	604	609	614
延利用量	9,193	9,091	8,996	8,868	9,110	9,398	9,477	9,555	9,634

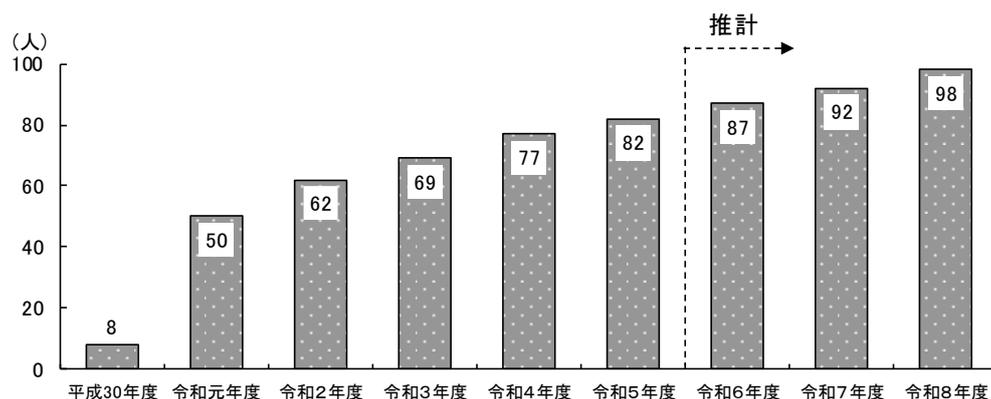
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

⑦ 就労定着支援

サービスの概要

一般就労した障害者が職場に定着できるように、施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障害者や企業を支援します。

就労定着支援の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	8	50	62	69	77	82	87	92	98

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

⑧ 就労選択支援《新規》

サービスの概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

※令和4年12月に公布された「改正障害者総合支援法」により創設され、令和7年10月1日の施行が予定されています。

単位 (人)	第7期			見込量の考え方
	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	
実利用者数	-	26	32	就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の新規利用者数の見込み等から、見込量を設定します。

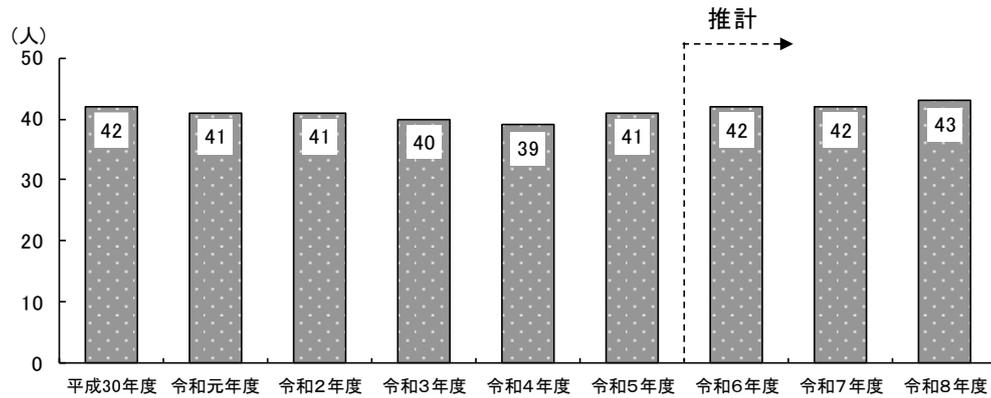
※各年度3月分までの1月当たり平均

⑨ 療養介護

サービスの概要

病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

療養介護の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	42	41	41	40	39	41	42	42	43

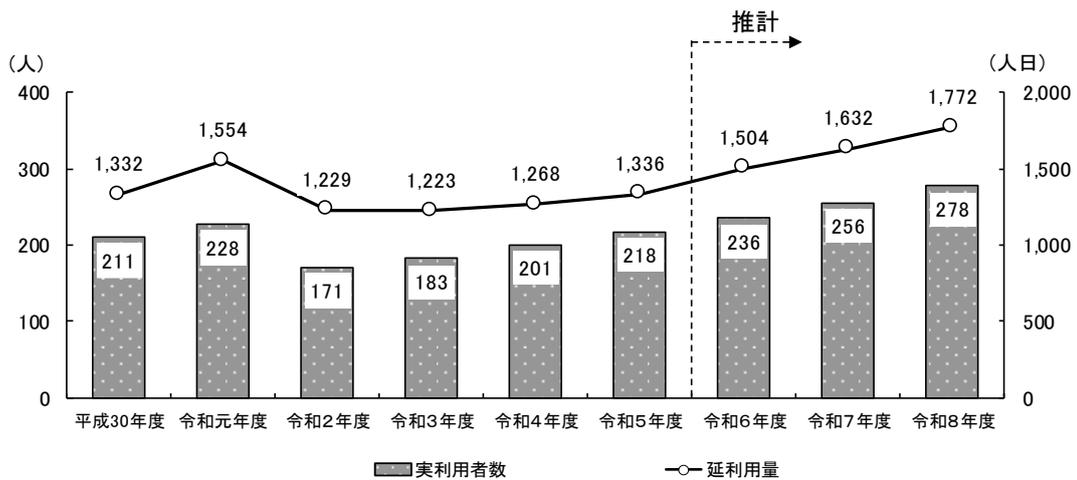
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

⑩ 福祉型短期入所（ショートステイ）

サービスの概要

自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

福祉型短期入所（ショートステイ）の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	211	228	171	183	201	218	236	256	278
延利用量	1,332	1,554	1,229	1,223	1,268	1,336	1,504	1,632	1,772

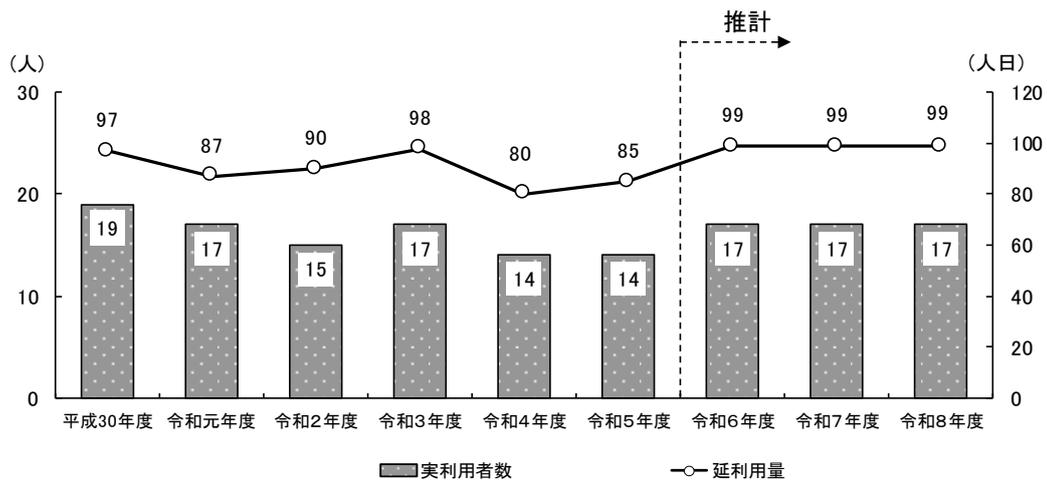
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

⑪ 医療型短期入所（ショートステイ）

サービスの概要

自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害者に病院等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

医療型短期入所（ショートステイ）の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	19	17	15	17	14	14	17	17	17
延利用量	97	87	90	98	80	85	99	99	99

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の整備・充実に努めます。また、生活介護については、特に身体障害のある人、知的障害のある人のニーズが高く、継続的な利用を希望する傾向がみられるため、今後の利用者の増加に備え、幅広い事業者の参入を促進します。
- 「東京都北区障害者優先調達推進方針」を推進し、障害者就労施設等への様々な物品の発注や、新規の受注拡大に取り組みます。
- 特別支援学校、就労支援センター、ハローワーク、サービス提供事業者等との連携を図りながら、サービスの質の向上・充実、障害者の就労意欲に応える体制づくりを推進します。
- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、家族が病気になったとき等の緊急時に対応できる短期入所事業所の確保を図ります。
- 強度行動障害のある人や医療的ケアを要する人のニーズを把握し、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実に努めます。

3 居住系サービス

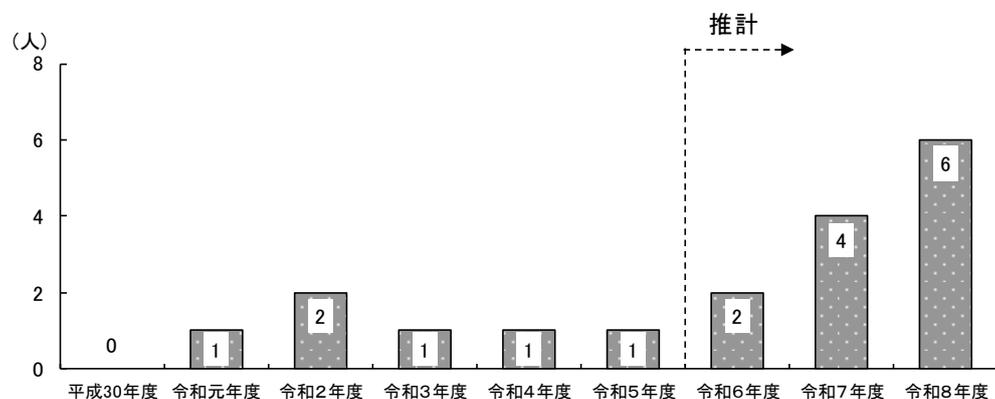
(1) 各サービスの見込量

① 自立生活援助

サービスの概要

入所施設や共同生活援助を利用していた障害者へ、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

自立生活援助の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	0	1	2	1	1	1	2	4	6

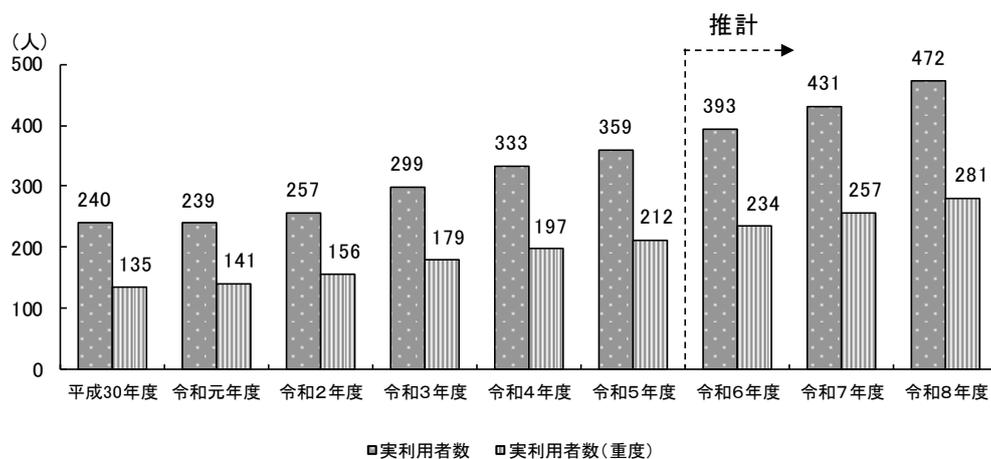
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

② 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要

障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

共同生活援助（グループホーム）の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	240	239	257	299	333	359	393	431	472
実利用者数 (重度)	135	141	156	179	197	212	234	257	281

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

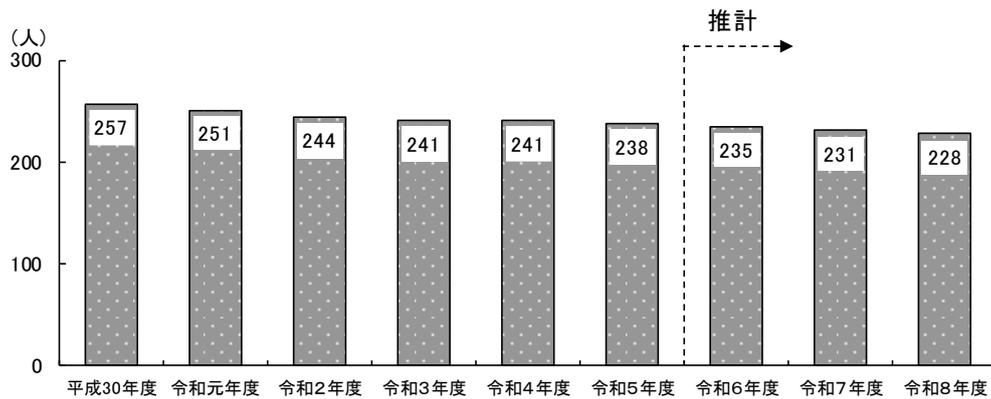
※実利用者数（重度）は、障害支援区分4以上の実利用者数

③ 施設入所支援

サービスの概要

施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

施設入所支援の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	257	251	244	241	241	238	235	231	228

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームは、地域生活への移行を推進していく上で重要な役割を担うサービスであるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- 重度障害者を受け入れる施設は、適した大きさの土地・建物を確保する必要があるため、区有地等の活用や、民間事業者に対する建設費の一部補助等を通して、区内のグループホームの整備を推進します。
- 重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において障害者やその家族の緊急事態にも対応可能な、地域生活支援拠点等の機能を備えたグループホームの整備に取り組みます。
- 障害者の高齢化・重度化に伴い、重度障害者が専門的な支援を受けられる入所施設のニーズが高まっているため、区内初となる入所施設の整備に向けた本格的な検討を行います。一方で、成果目標の達成を目指し、地域における関係機関と連携しながら、施設入所者の地域生活への移行を進めます。
- グループホームや入所施設の整備を推進するに当たり、障害のある方に対する誤解・偏見が生じないように、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への周知・啓発を図ります。

4 相談支援系サービス

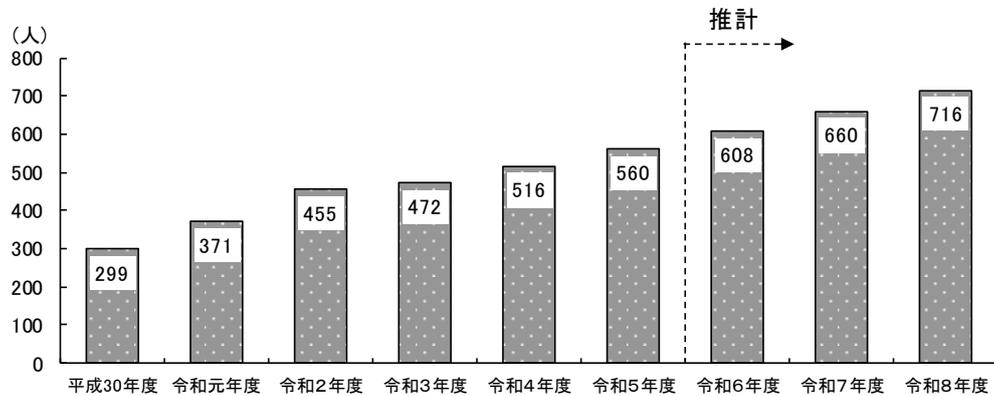
(1) 各サービスの見込量

① 計画相談支援

サービスの概要

障害福祉サービスの利用を希望する障害者に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映したサービス等利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

計画相談支援の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	299	371	455	472	516	560	608	660	716

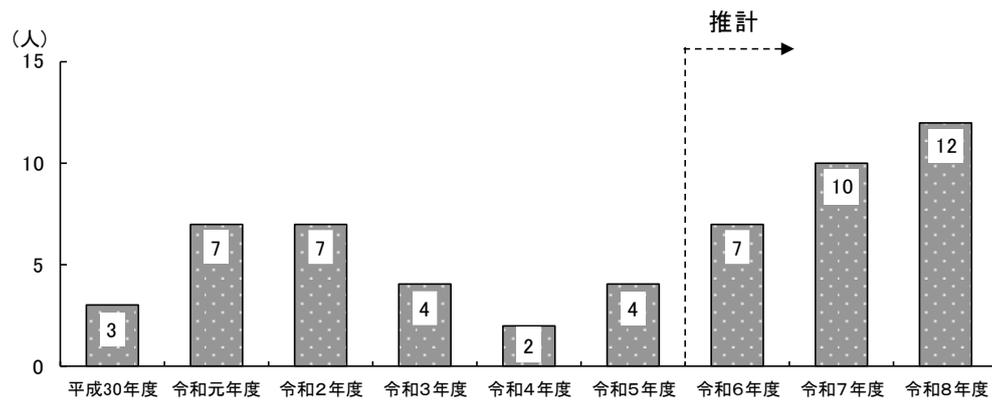
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

② 地域移行支援

サービスの概要

障害者支援施設や精神科病院に入院している障害者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。

地域移行支援の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	3	7	7	4	2	4	7	10	12

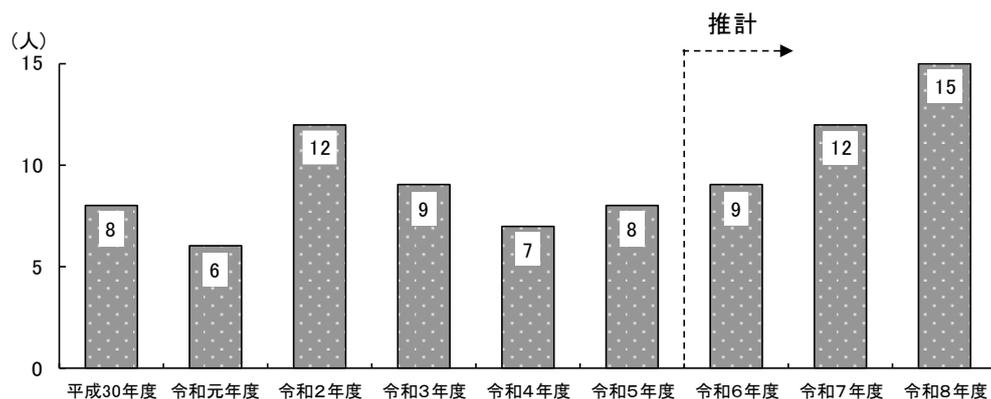
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

③ 地域定着支援

サービスの概要

居宅において単身生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

地域定着支援の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	8	6	12	9	7	8	9	12	15

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 障害者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図るとともに、指定一般相談支援事業所、施設及び病院等との連携を強化します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターが、区内相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言や人材育成、ネットワークの構築などを行い、相談支援体制の強化を図ります。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

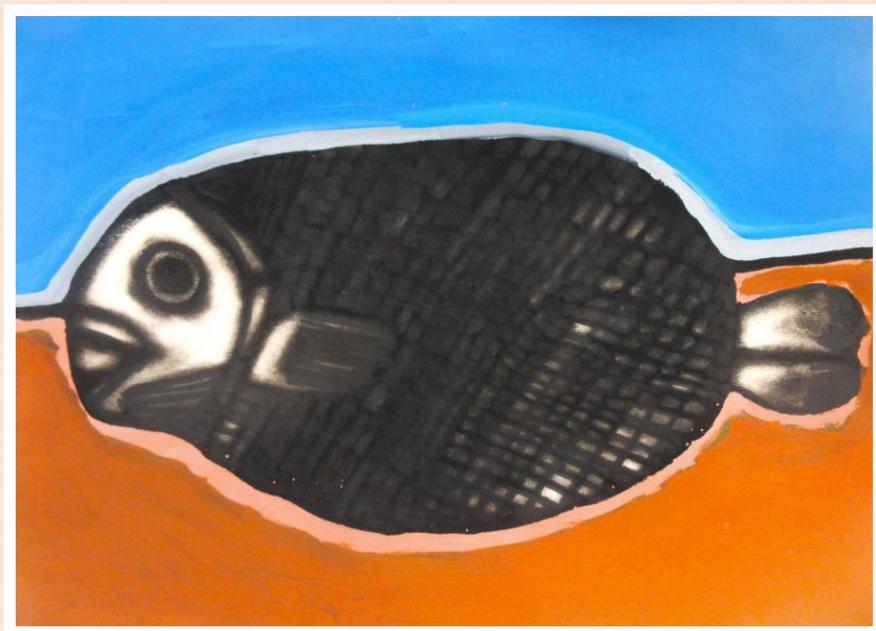
第6章

第7章

資料編

第5章

地域生活支援事業等の推進



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



第5章 地域生活支援事業等の推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な事業形態により実施するものです。北区では、必須事業とされている10事業と、4種類の任意事業を実施します。

また、その他の事業として、「障害者（児）緊急一時保護事業」と「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業」について、活動指標を設定します。

1 理解促進研修・啓発事業

(1) サービスの見込量

サービスの概要

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

単位	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 見込量確保の方策

- 障害者週間にあわせてイベントを開催するなど、理解促進に向けた取組を行い、こころのバリアフリーを推進します。

2 自発的活動支援事業

(1) サービスの見込量

サービスの概要

障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

単位	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 見込量確保の方策

- 障害者福祉センターの講座修了者による自主グループの活動を支援し、障害者の生きがいを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

3 相談支援事業

(1) サービスの見込量

サービスの概要

障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

	単位	第5期			第6期			第7期		
		平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込)	令和6年度(見込)	令和7年度(見込)	令和8年度(見込)
障害者相談支援事業	実施箇所数(箇所)	5	5	5	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討	設置	設置	設置	設置	設置	設置
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	実施件数(件)	/	/	/	29	52	55	60	60	60
相談支援事業者の人材育成の支援	実施件数(件)	/	/	/	3	7	8	10	10	10
相談機関と連携強化の取組	実施回数(回)	/	/	/	4	4	4	5	5	5
個別事例の支援内容の検証	実施回数(回)	/	/	/	/	/	/	5	5	5
主任相談支援専門員の配置数	配置人数(人)	/	/	/	/	/	/	3	3	3

※令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 北区障害相談係等において、引き続き適切な情報提供・助言を行い、障害福祉サービスの利用支援等、相談支援の充実に努めます。
- 障害者の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化の取組を行う等、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。
- 賃貸契約による一般住宅への入居に当たり、入居に必要な調整等の支援を行う住宅入居等支援事業については、関係課と調整・検討を行います。

4 成年後見制度利用支援事業

(1) サービスの見込量

サービスの概要

福祉サービスの利用において、自己の判断で適切に利用することが困難な知的障害や精神障害のある人に対し、親族がいない場合、成年後見人の申立費用、報償費の一部を助成します。

単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	2	9	6	11	11	11	11	11	11

※令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 成年後見制度の利用が必要と認められる障害者に対する支援として、事業を継続します。
- 成年後見制度の中核機関として相談や支援を行う権利擁護センター「あんしん北」の周知を行うとともに、継続的な情報提供により成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見人等を選任する必要性がありながら、身寄りがない等申立てができない方に区長による成年後見申立てを行います。また、弁護士等の外部の専門家との連携を図り、申立ての妥当性、後見人候補者の検討等、候補者の調整を行います。

5 成年後見制度法人後見支援事業

サービスの概要

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行います。

- 法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

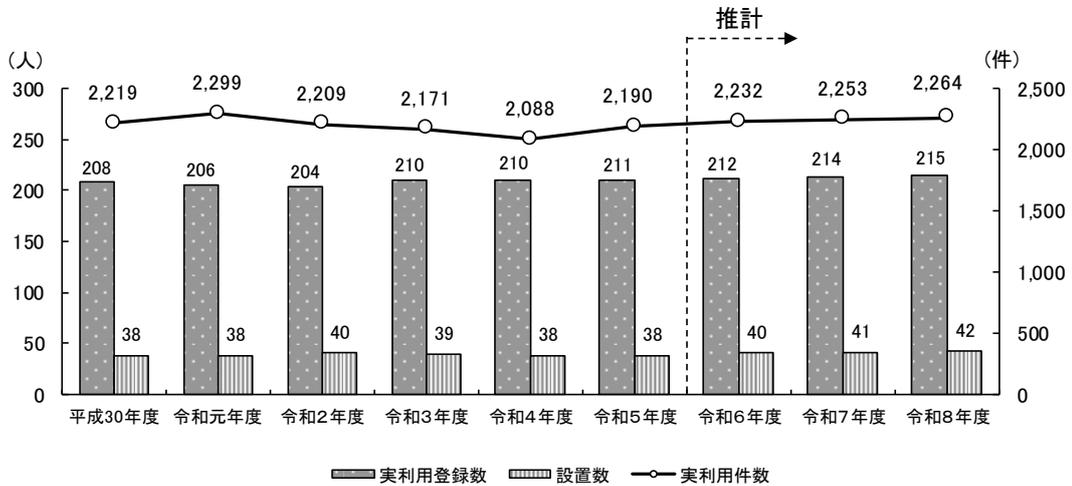
6 意思疎通支援事業

(1) サービスの見込量

サービスの概要

聴覚等に障害のある人の意思疎通を円滑にするために、手話通訳者の派遣及び手話による意思疎通が困難な方に要約筆記者の派遣を実施します。

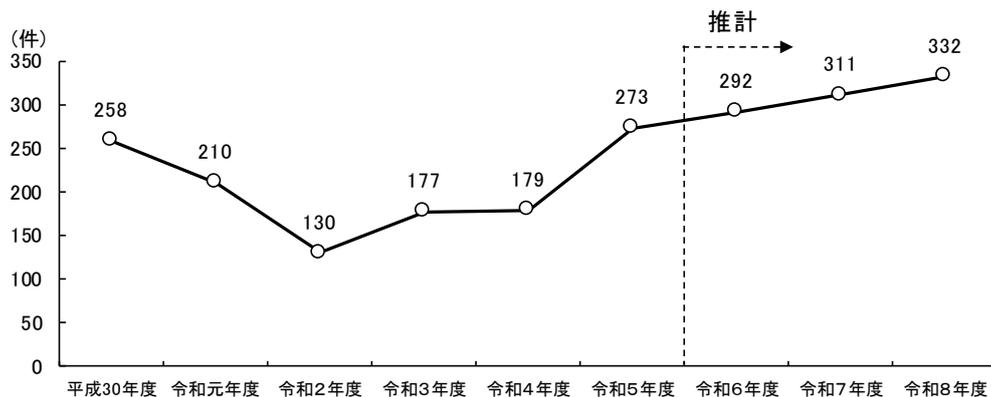
北区手話通訳派遣事業の実績の推移と見込量（年間）



単位 (人/件)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用 登録者数	208	206	204	210	210	211	212	214	215
実利用件数	2,219	2,299	2,209	2,171	2,088	2,190	2,232	2,253	2,264
手話通訳者 設置数	38	38	40	39	38	38	40	41	42

※令和5年度は見込量

手話通訳者・要約筆記派遣事業の推移と見込量（年間）



単位 (件)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用件数	258	210	130	177	179	273	292	311	332

※令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 手話通訳者が常駐する北区手話通訳連絡所において、手話通訳者の派遣についてきめ細かく調整し、サービスの向上に努めます。
- 手話通訳者派遣の需要に対しては、手話通訳者の増員や東京手話通訳等派遣センターへの委託により、引き続き必要なサービス量を確保します。
- 手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、引き続き手話通訳者養成講座を実施します。
- 聴覚障害以外の障害者等への意思疎通支援のあり方について、研究します。

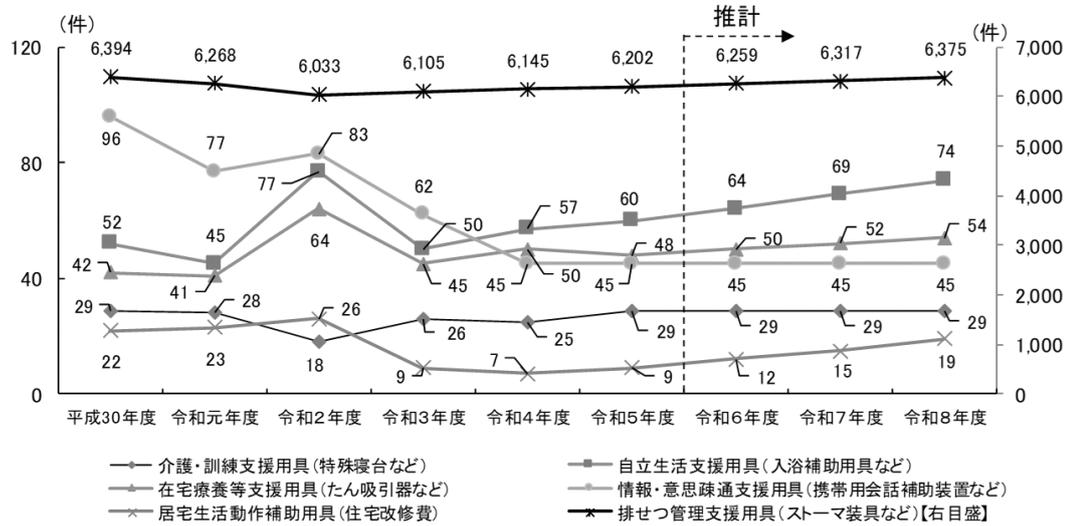
7 日常生活用具給付等事業

(1) サービスの見込量

サービスの概要

日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具（特殊寝台など）、自立生活支援用具（入浴補助用具など）、在宅療養等支援用具（たん吸引器など）、情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）、排せつ管理支援用具（ストーマ装具など）、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）等の給付を行います。

日常生活用具給付等事業の推移と見込量（年間）



サービス名	単位 (件)	第5期			第6期			第7期		
		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
介護・訓練支援用具	実利用 件数	29	28	18	26	25	29	29	29	29
自立生活支援用具	実利用 件数	52	45	77	50	57	60	64	69	74
在宅療養等支援用具	実利用 件数	42	41	64	45	50	48	50	52	54
情報・意思疎通支援用具	実利用 件数	96	77	83	62	45	45	45	45	45
排せつ管理支援用具	実利用 件数	6,394	6,268	6,033	6,105	6,145	6,202	6,259	6,317	6,375
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用 件数	22	23	26	9	7	9	12	15	19

※令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。
- 日常生活用具に関する新製品等の情報収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び利用に関する情報提供を行い、利用を支援します。

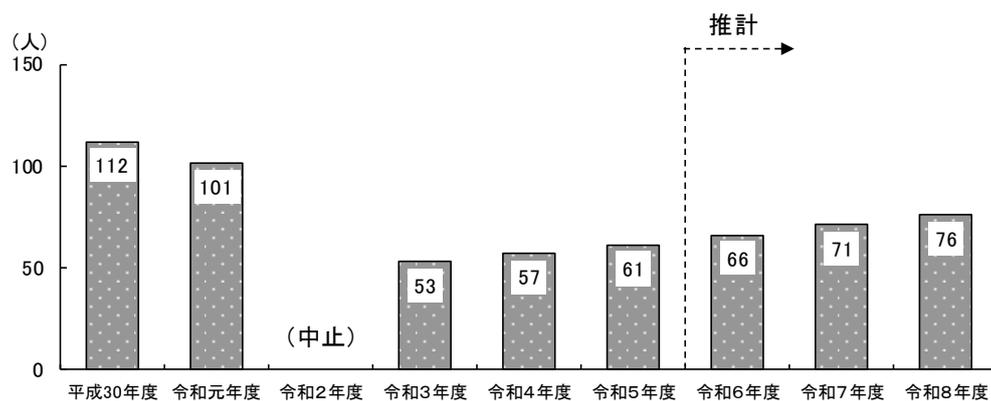
8 手話奉仕員養成研修事業

(1) サービスの見込量

サービスの概要

手話通訳者を養成するために、ボランティア育成講座（初級・中級）・通訳者養成講座のクラスに分け、年間を通して講習会を開催します。

手話奉仕員養成研修事業の推移と見込量（年間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実講習 修了者数	112	101	(中止)	53	57	61	66	71	76

※令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

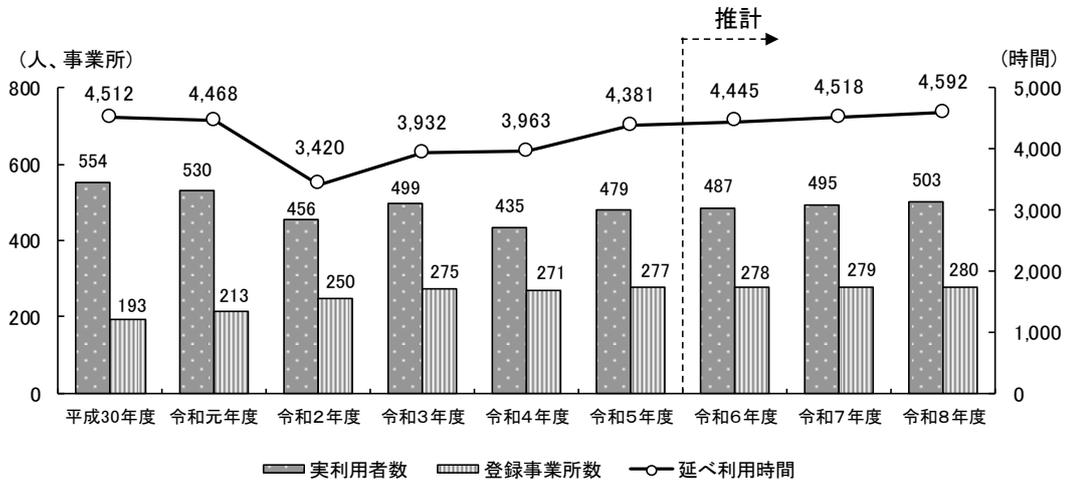
9 移動支援事業

(1) サービスの見込量

サービスの概要

社会生活上必要な外出等、障害者・障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。また、日中一時支援事業利用の際の送迎として、車両移送型を実施します。

移動支援事業の実績の推移と見込量（年間）



単位 (人/時間/ 事業所)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	554	530	456	499	435	479	487	495	503
延利用量	4,512	4,468	3,420	3,932	3,963	4,381	4,445	4,518	4,592
登録 事業所数	193	213	250	275	271	277	278	279	280

※令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じたサービスを提供できるよう、サービスの質の向上を図り、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

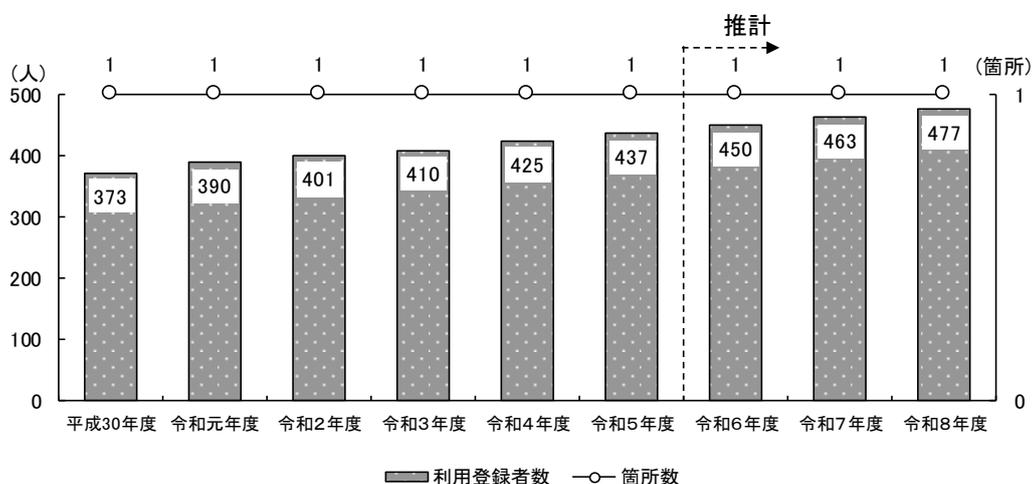
10 地域活動支援センター事業

(1) サービスの見込量

サービスの概要

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援や福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センター事業の実績の推移と見込量（年間）



単位 (人/箇所)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
利用登録者数	373	390	401	410	425	437	450	463	477
箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）の相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

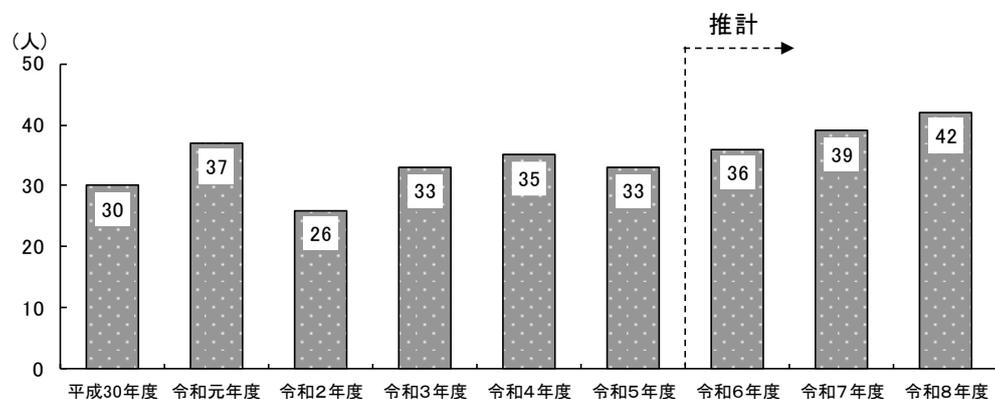
11 任意事業

(1) 各サービスの見込量

① 身体障害者訪問入浴サービス事業

サービスの概要	
入浴が困難な在宅の身体障害者の自宅へ巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	

身体障害者訪問入浴サービス事業の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	30	37	26	33	35	33	36	39	42

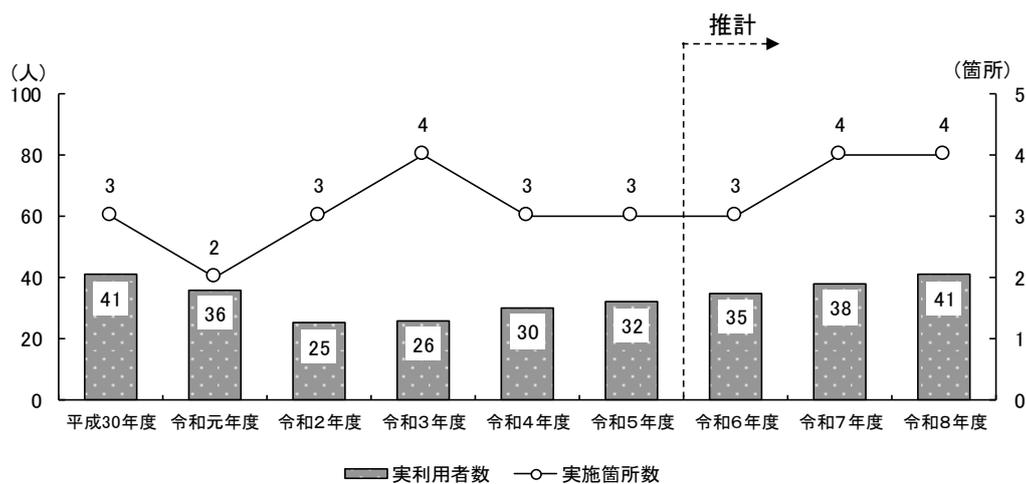
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

② 日中一時支援事業

サービスの概要

介護者が、日中介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。

日中一時支援事業の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/箇所)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	41	36	25	26	30	32	35	38	41
実施箇所数	3	2	3	4	3	3	3	4	4

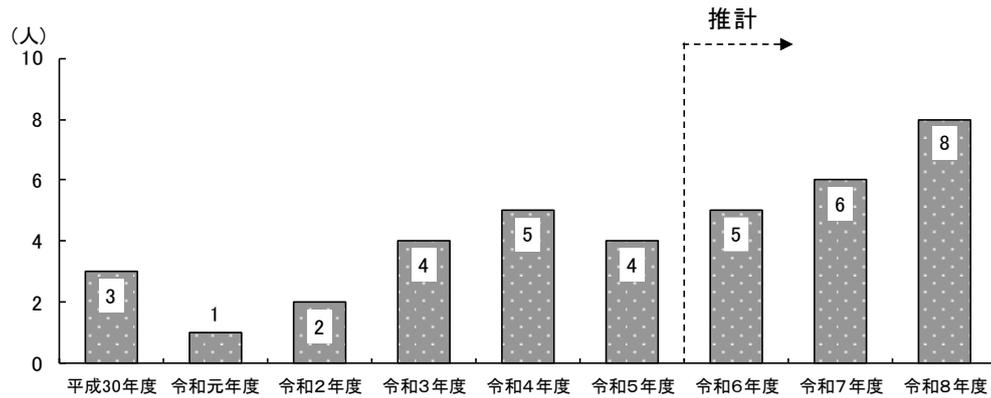
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

③ 障害者運転免許取得経費補助事業

サービスの概要

18歳以上の障害者が自動車運転免許を取得する場合、教習所の入所料、教習料等助成対象経費を補助します。

障害者運転免許取得経費補助事業の実績の推移と見込量（年間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	3	1	2	4	5	4	5	6	8

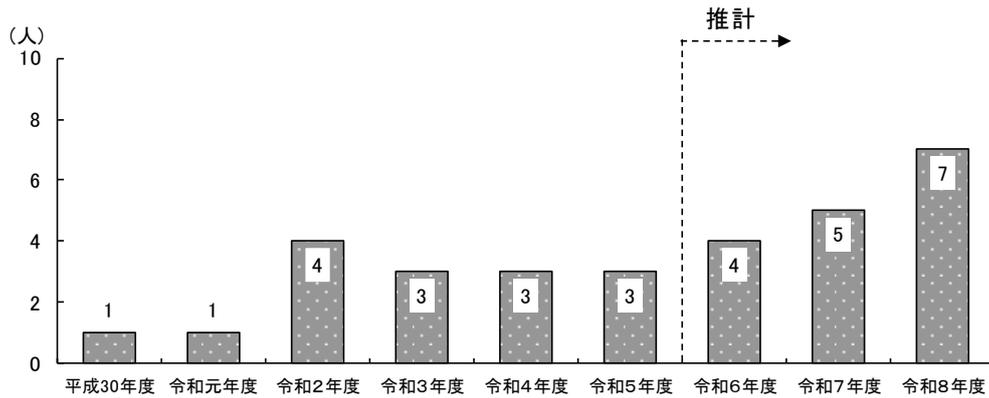
※令和5年度は見込量

④ 身体障害者用自動車改造補助事業

サービスの概要

就労等のために、身体障害者本人が所有し、かつ運転する自動車の操向装置等の自動車改造費用の一部を助成します。

身体障害者用自動車改造補助事業の実績の推移と見込量（年間）



単位 (人)	第5期			第6期			第7期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	1	1	4	3	3	3	4	5	7

※令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 訪問入浴サービスについては増加が見込まれるため、提供体制の確保・充実を図ります。
- 日中一時支援事業については、日中の見守り等の支援のため、提供体制の確保・充実を図ります。
- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情等を勘案し、事業を必要とする人へのサービス提供を継続します。

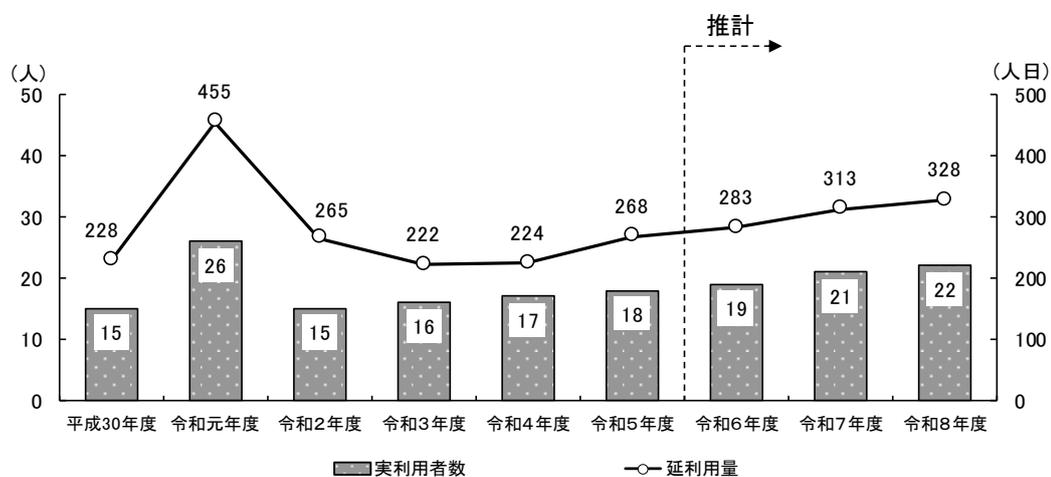
12 障害者（児）緊急一時保護事業

(1) サービスの見込量

サービスの概要

障害者（児）を介護している保護者等が、入院や通院、疾病、虐待その他やむを得ない理由により介護が困難な場合に、障害者（児）を一時的に施設に保護し、障害者（児）及びその保護者の日常生活の安定を図ります。

障害者（児）緊急一時保護事業の実績の推移と見込量（年間）



単位 (人/人日)	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	15	26	15	16	17	18	19	21	22
延利用量	228	455	265	222	224	268	283	313	328

※令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 短期入所事業所の整備・誘導に努めるとともに、緊急一時保護事業の充実を図ります。

13 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

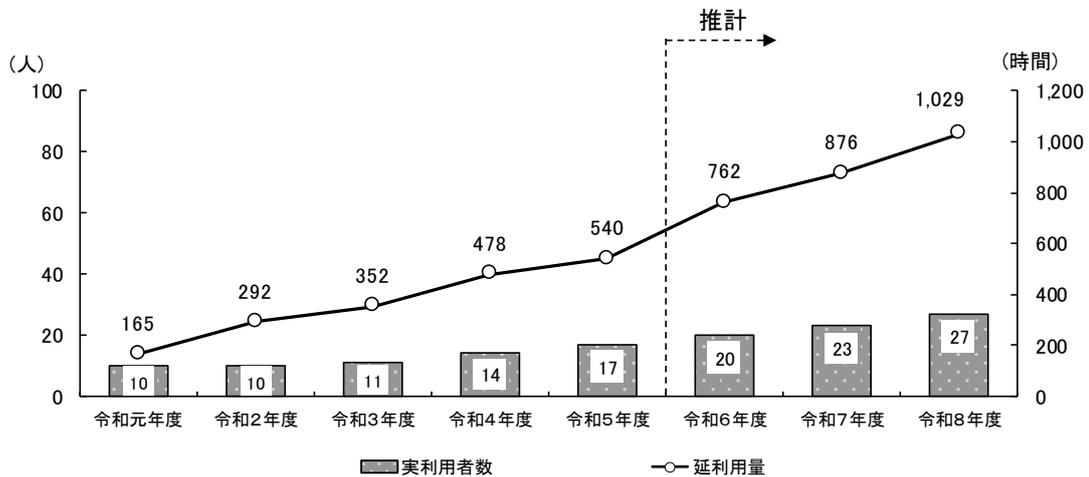
(1) サービスの見込量

サービスの概要

日常的に医療的ケア等が必要な在宅の重症心身障害児（者）等を介護する家族等の休息、就労又は求職活動を支援することにより、健康の保持と介護負担の軽減を図ります。

※北区では、令和元年度より事業を実施しています。

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の実績の推移と見込量（年間）



単位 (人/時間)	第5期		第6期			第7期		
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	10	10	11	14	17	20	23	27
延利用量	165	292	352	478	540	762	876	1,029

※令和5年度は見込量

(2) 見込量確保の方策

- 利用状況やニーズを注視し、訪問看護事業所と連携しながら、サービス提供体制の充実を図ります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

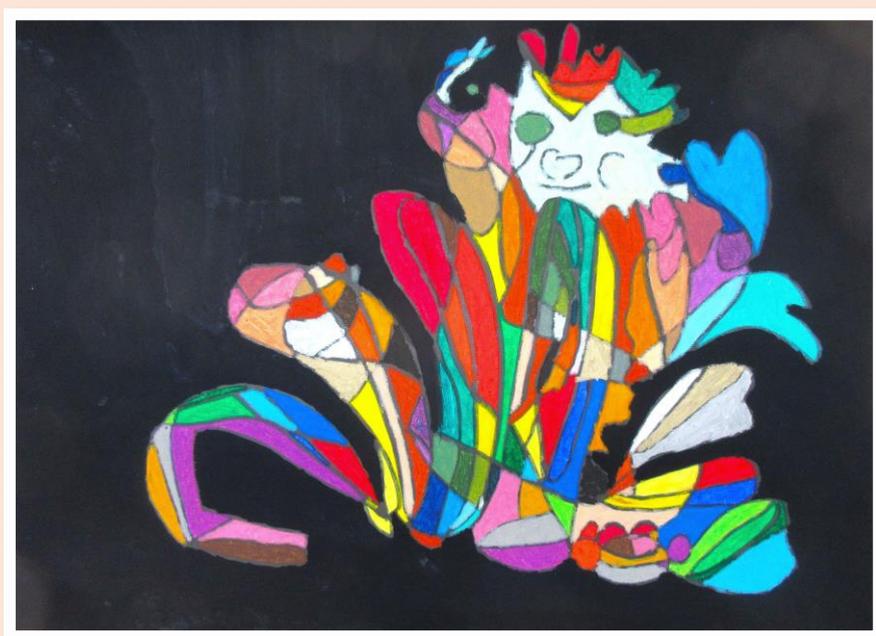
第6章

第7章

資料編

第6章

障害のある子どもに対するサービスの推進



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



第6章

障害のある子どもに対するサービスの推進

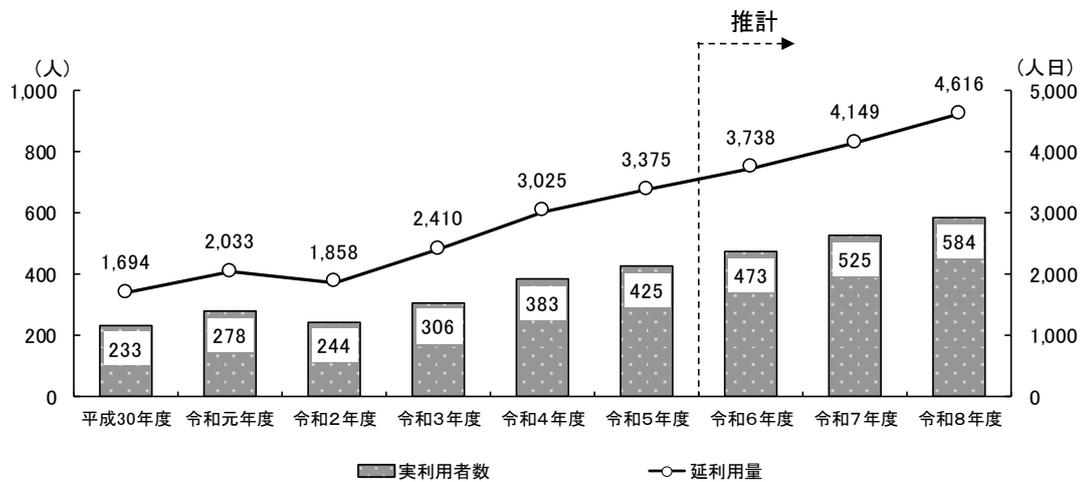
1 障害児通所支援・障害児相談支援

(1) 各サービスの見込量

① 児童発達支援

サービスの概要
 心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いのある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。

児童発達支援の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第1期			第2期			第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	233	278	244	306	383	425	473	525	584
延利用量	1,694	2,033	1,858	2,410	3,025	3,375	3,738	4,149	4,616

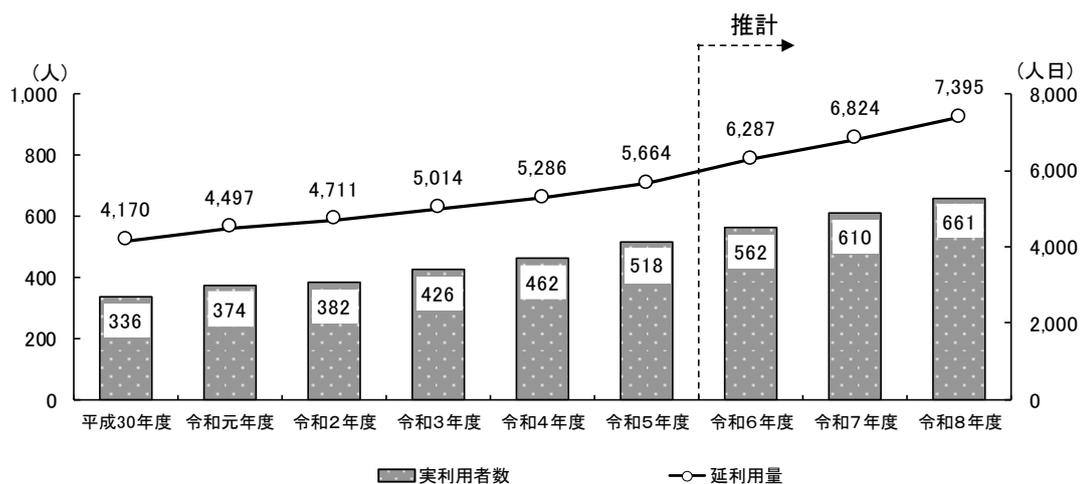
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

② 放課後等デイサービス

サービスの概要

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。

放課後等デイサービスの実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第1期			第2期			第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	336	374	382	426	462	518	562	610	661
延利用量	4,170	4,497	4,711	5,014	5,286	5,664	6,287	6,824	7,395

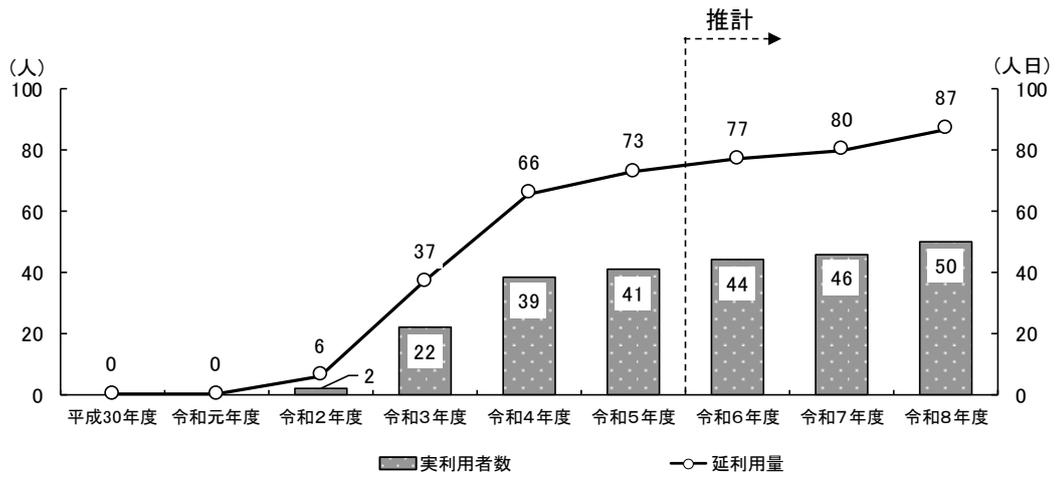
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

③ 保育所等訪問支援

サービスの概要

障害児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。

保育所等訪問支援の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第1期			第2期			第3期		
	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
実利用者数	0	0	2	22	39	41	44	46	50
延利用量	0	0	6	37	66	73	77	80	87

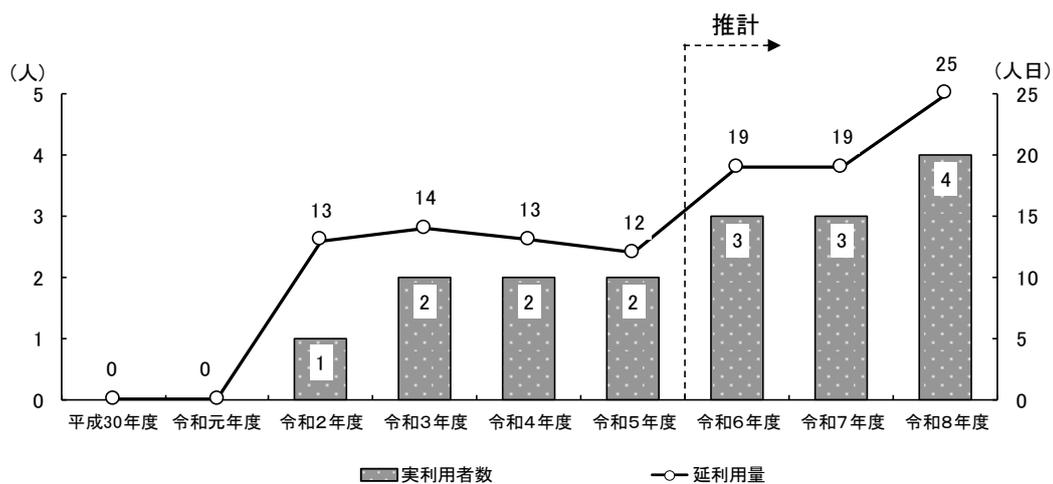
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

④ 居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要

重症心身障害児等の重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人/人日)	第1期			第2期			第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	0	0	1	2	2	2	3	3	4
延利用量	0	0	13	14	13	12	19	19	25

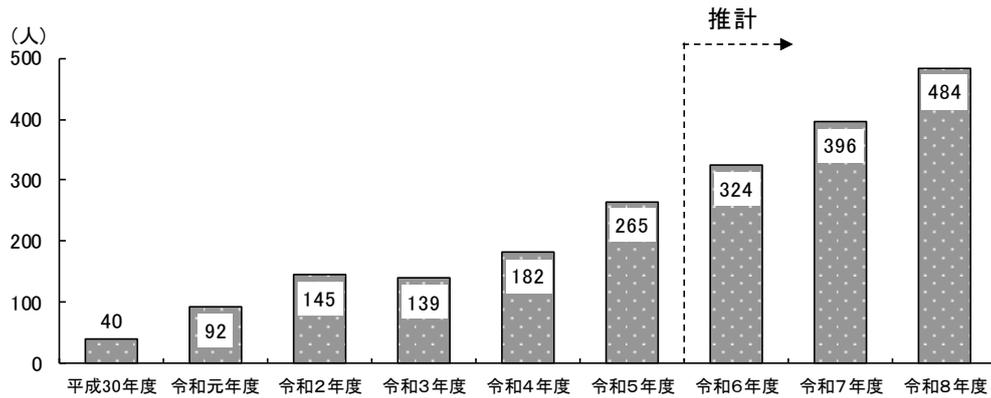
※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

⑤ 障害児相談支援

サービスの概要

障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

障害児相談支援の実績の推移と見込量（月間）



単位 (人)	第1期			第2期			第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
実利用者数	40	92	145	139	182	265	324	396	484

※各年度3月分までの1月当たり平均。令和5年度は見込量

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービスの概要

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）や重症心身障害児等が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合調整する職員を配置します。

単位 (人)	第1期			第2期			第3期		
	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
配置数	0	0	0	0	0	0	1	1	1

(2) 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。また、サービス提供事業者との連携を図りながら、サービスの質の向上・充実を図ります。
- 障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。また、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築することで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 年少人口の増加に伴い、今後、サービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広くサービス提供事業者の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を支援することができる事業所等の確保を図ります。
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児とその家族等に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等をつなぐため、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。また、医療的ケア児等コーディネーターによる、地域の社会資源の開発や相談支援専門員への支援などを通じ、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりに取り組みます。
- 発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害児及びその家族等への支援が重要です。保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等を実施し、障害理解の普及啓発や保護者等への支援に取り組みます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

第7章

計画の推進に向けて



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進体制

障害のある子どもが健やかに育ち、障害のあるすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、地域の様々な機関・団体が協働して、地域ぐるみの支援体制を強化する必要があります。広く区民の参加と理解・協力を得て、障害者施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、福祉部門と他の部門がより連携を深めながら、それぞれの担当部局が障害者施策を計画的に推進します。

(2) 国、東京都、区等の適切な役割分担に基づく施策の推進

本計画の推進に当たって、国、東京都、区の役割を明確に認識し、相互の協力体制の強化を図るとともに、国や東京都に対して、区の障害福祉サービス等の基盤整備に必要な財政措置や人材の確保等について継続的に要望します。また、障害福祉サービス事業者、関係機関、地域及び障害者団体等との連携を強め、「北区自立支援協議会」を活用し、地域における障害福祉に関するネットワークの構築に努めます。

(3) 計画の進行管理

国の基本指針では、障害福祉計画・障害児福祉計画に定めた成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行うことが適切であると示しています。

本計画の推進に当たり、「北区自立支援協議会」において定期的に計画の進捗状況の把握及び評価を行うPDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進するとともに、今後の施策の推進に障害者自身の意見を活かせるような体制づくりを行います。

資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

1 サービス見込量（活動指標）一覧

(1) 障害福祉サービス

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	実利用者数(人)	654	685	717
		延利用量(時間)	10,901	11,417	11,951
	重度訪問介護	実利用者数(人)	53	54	56
		延利用量(時間)	19,410	19,776	20,509
	同行援護	実利用者数(人)	185	187	188
		延利用量(時間)	5,005	5,059	5,086
	行動援護	実利用者数(人)	32	36	40
		延利用量(時間)	850	956	1,063
	重度障害者等包括支援	実利用者数(人)	1	1	1
		延利用量(時間)	608	608	608
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数(人)	596	598	601
		延利用量(人日)	11,336	11,374	11,431
	自立訓練(機能訓練)	実利用者数(人)	5	6	6
		延利用量(人日)	59	71	71
	自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人)	41	42	43
		延利用量(人日)	585	599	613
	就労移行支援	実利用者数(人)	156	165	174
		延利用量(人日)	2,588	2,737	2,887
	就労継続支援(A型)	実利用者数(人)	67	70	74
		延利用量(人日)	1,124	1,174	1,241
	就労継続支援(B型)	実利用者数(人)	604	609	614
		延利用量(人日)	9,477	9,555	9,634
	就労定着支援	実利用者数(人)	87	92	98
	就労選択支援	実利用者数(人)	-	26	32
	療養介護	実利用者数(人)	42	42	43
	福祉型短期入所 (ショートステイ)	実利用者数(人)	236	256	278
延利用量(人日)		1,504	1,632	1,772	
医療型短期入所 (ショートステイ)	実利用者数(人)	17	17	17	
	延利用量(人日)	99	99	99	
サービス 居住系	自立生活援助	実利用者数(人)	2	4	6
	共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数(人)	393	431	472
		実利用者数(重度)(人)	234	257	281
	施設入所支援	実利用者数(人)	235	231	228

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援系サービス	計画相談支援	実利用者数（人）	608	660	716
	地域移行支援	実利用者数（人）	7	10	12
	地域定着支援	実利用者数（人）	9	12	15

(2) 地域生活支援事業等

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	5	5	5
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	実施件数（件）	60	60	60
	相談支援事業者の人材育成の支援	実施件数（件）	10	10	10
	相談機関と連携強化の取組	実施回数（回）	5	5	5
	個別事例の支援内容の検証	実施回数（回）	5	5	5
	主任相談支援専門員の配置数	配置人数（人）	3	3	3
成年後見制度利用支援事業		実利用者数（人）	11	11	11
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	検討	検討	検討
意思疎通支援事業	北区手話通訳派遣事業	実利用登録者数（人）	212	214	215
		実利用件数（件）	2,232	2,253	2,264
		手話通訳者設置数（人）	40	41	42
	手話通訳者・要約筆記派遣事業	実利用件数（件）	292	311	332
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	実利用件数（件）	29	29	29
	自立生活支援用具	実利用件数（件）	64	69	74
	在宅療養等支援用具	実利用件数（件）	50	52	54
	情報・意思疎通支援用具	実利用件数（件）	45	45	45
	排せつ管理支援用具	実利用件数（件）	6,259	6,317	6,375
	居室生活動作補助用具（住宅改修費）	実利用件数（件）	12	15	19
手話奉仕員養成研修事業		実講習修了者数（人）	66	71	76
移動支援事業		実利用者数（人）	487	495	503
		延利用量（時間）	4,445	4,518	4,592
		登録事業所数	278	279	280
地域活動支援センター事業		利用登録者数（人）	450	463	477
		箇所数	1	1	1

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
任意事業	身体障害者訪問入浴サービス事業	実利用者数(人)	36	39	42
	日中一時支援事業	実利用者数(人)	35	38	41
		実施箇所数	3	4	4
	障害者運転免許取得経費補助事業	実利用者数(人)	5	6	8
	身体障害者用自動車改造補助事業	実利用者数(人)	4	5	7
障害者(児)緊急一時保護事業	実利用者数(人)	19	21	22	
	延利用量(人日)	283	313	328	
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	実利用者数(人)	20	23	27	
	延利用量(時間)	762	876	1,029	

(3) 障害児通所支援等

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数(人)	473	525	584
	延利用量(人日)	3,738	4,149	4,616
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	562	610	661
	延利用量(人日)	6,287	6,824	7,395
保育所等訪問支援	実利用者数(人)	44	46	50
	延利用量(人日)	77	80	87
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数(人)	3	3	4
	延利用量(人日)	19	19	25
障害児相談支援	実利用者数(人)	324	396	484
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置数(人)	1	1	1

2 策定体制

(1) 東京都北区自立支援協議会

① 設置要綱

東京都北区自立支援協議会設置要綱

20北福障第4204号
平成21年3月6日区長決裁

(設置)

第1条 障害者（障害児を含む。以下同じ。）への支援体制を整備するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、東京都北区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障害者への支援体制の整備
- (2) 障害者への支援体制に関する課題の検討
- (3) 北区障害者計画の改定
- (4) 北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の策定
- (5) 北区障害者計画、北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の進捗状況の把握及び評価
- (6) その他協議会の運営に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 北区障害者団体連合会が推薦する者
- (3) 区内に所在する相談支援事業者
- (4) 地域住民代表
- (5) 保健医療関係代表
- (6) 教育・就労関係代表
- (7) 北区議会議員
- (8) 北区社会福祉協議会が推薦する者
- (9) 福祉部長
- (10) 地域福祉課長
- (11) 障害者福祉センター所長

(12) 子ども家庭支援センター所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、学識経験者である委員の中から区長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。

3 委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(除斥)

第7条 委員は、審議内容に利害関係のあるときは、その議事に加わることはできない。ただし、協議会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に規定する協議事項について、調査、研究等を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する部会委員をもって組織する。

3 部会委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則
この要綱は、平成21年3月10日から施行する。

- 付 則（平成24年5月31日区長決裁24北福障第1674号）
- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
 - 2 北区障害者施策推進協議会設置要綱（12北福地第824号平成13年1月24日区長決裁）は廃止する。

付 則（令和2年11月6日区長決裁2北福障第3666号）
この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

付 則（令和4年3月25日区長決裁3北福障第5362号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年12月5日区長決裁4北福障第4162号）
この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

② 委員名簿

東京都北区自立支援協議会委員名簿

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(敬称略)

区 分	所 属 等		氏 名
学識経験者	武蔵野大学名誉教授（会長）		川村 匡由
	東洋大学教授		吉田 光爾
北区障害者団体連合会 が推薦する者	身体障害者団体代表	北区肢体不自由児者父母の会	中村 恵子
		北区聴覚障害者協会	大八木 剛
		北区視覚障害者福祉協会	遠藤 吉博
	知的障害者団体代表	北区手をつなぐ親愛の会	小宮 栄次 （第1回まで）
			大岩 和美 （第2回から）
	精神障害者団体代表	一般社団法人ぶりっく	下田 加代子
		NPO法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一
	NPO法人わくわくかん	古場 亜希	
区内に所在する相談支 援事業者	就労・生活支援センター飛鳥晴山苑		田村 優果
	北区障害者地域活動支援室 支援センターきらきら		横手 美幸
	北区障害者基幹相談支援センター		井上 良子
地域住民代表	北区町会自治会連合会		長谷川 清 （第2回から）
	北区民生委員児童委員協議会		山村 利則
	東十条在住（副会長）		小田 政利 （第1回まで）
	中十条在住		田中 佐季
	東十条在住		橋爪 英章
保健医療関係代表	北区医師会		松田 健
	北区訪問看護ステーション連絡協議会		平原 優美
教育・就労関係代表	都立王子特別支援学校		小野寺 肇
	都立北特別支援学校		東 慎治
	王子公共職業安定所		多田 修
	就労支援センター北		横山 雅之
北区議会議員	健康福祉委員会委員長		ふるた しのぶ
	健康福祉委員会副委員長		本田 正則
北区社会福祉協議会	北区社会福祉協議会	権利擁護センターあんしん北	飯野 加代子
関係行政機関	福祉部長		村野 重成
	地域福祉課長		長嶋 和宏
	障害者福祉センター所長		宮崎 修一
	子ども家庭支援センター所長		千嶋 佳子

(2) 東京都北区障害者計画等検討委員会

① 設置要綱

東京都北区障害者計画等検討委員会設置要綱

26北福障第2321号

平成26年7月9日区長決裁

(設置)

第1条 北区障害者計画、北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の策定並びに改定に関する検討等を行うため、北区障害者計画等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) 北区障害者計画の策定及び改定
- (2) 北区障害者計画の進捗状況の把握及び評価
- (3) 北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の策定
- (4) 北区障害福祉計画及び北区障害児福祉計画の進捗状況の把握及び評価
- (5) その他、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、福祉部地域福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(招集等)

第4条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 検討委員会の所掌事項の調査研究を行うため、検討委員会の下に部会を置くことができる。

- 2 部会の設置に関する事項は、委員長が別に定める。
- 3 部会は、委員長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付 則（平成28年8月15日区長決裁28北福障第2534号）

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

付 則（令和2年6月10日区長決裁2北福障第1828号）

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

付 則（令和5年6月12日区長決裁5北福障第1928号）

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

別表（第3条関係）

政策経営部 企画課長
政策経営部 財政課長
危機管理室 防災・危機管理課長
地域振興部 地域振興課長
地域振興部 スポーツ推進課長
福祉部 高齢福祉課長
福祉部 障害福祉課長
福祉部 障害者福祉センター所長
福祉部 副参事（北区社会福祉協議会派遣）
健康部 健康推進課長
まちづくり部 都市計画課長
教育振興部 教育総合相談センター所長
子ども未来部 保育課長
子ども未来部 子ども家庭支援センター所長

② 委員名簿

東京都北区障害者計画等検討委員会委員名簿

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(敬称略)

○ 要綱第3条による正副委員長

所 属	氏名
委員長（福祉部長）	村野 重成
副委員長（福祉部 地域福祉課長）	長嶋 和宏

○ 要綱第3条（別表）による委員

所 属	氏名
政策経営部 企画課長	倉林 巧
政策経営部 財政課長	小林 誠
危機管理室 防災・危機管理課長	栗生 隆一
地域振興部 地域振興課長	土屋 修二
地域振興部 スポーツ推進課長	菊池 亜紀子
福祉部 高齢福祉課長	関谷 幸子
福祉部 障害福祉課長	田名邊 要策
福祉部 障害者福祉センター所長	宮崎 修一
健康部 健康推進課長	鈴木 正彦
まちづくり部 都市計画課長	栃尾 俊介
教育振興部 教育総合相談センター所長	酒井 史子
子ども未来部 保育課長	中田 雄平
子ども未来部 子ども家庭支援センター所長	千嶋 佳子

○ 要綱第4条により出席を求める委員

所 属	氏名
北区社会福祉協議会 事務局次長	丸山 真慶

(3) 計画の検討経過

① 東京都北区自立支援協議会

回数	開催日	主な議事
第1回	令和5年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区障害者計画等の進捗状況について ● 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の策定について ● 地域生活支援拠点等の整備状況について
第2回	令和5年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の素案について ● 障害者差別解消法に関する取組について
第3回	令和6年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画「中間のまとめ」のパブリックコメント実施結果及び「最終案」について ● 地域生活支援拠点等の整備状況について ● 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築推進のための取組状況について

② 東京都北区障害者計画等検討委員会

回数	開催日	主な議事
第1回	令和5年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区障害者計画等の進捗状況について ● 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の策定について
第2回	令和5年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画の素案について ● 計画策定の経過及び今後のスケジュール等について
第3回	令和6年1月22日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画「中間のまとめ」のパブリックコメント実施結果及び「最終案」について

③ パブリックコメントの実施

令和5年12月1日から令和6年1月5日までパブリックコメントを実施し、本計画「中間のまとめ」への意見を募集しました。

- 閲覧場所 障害福祉課、区政資料室、地域振興室、図書館及び北区ホームページ
- 意見提出者数 8名（内訳：ホームページ7名、郵送1名）
- 意見総数 20件

寄せられた意見は十分に検討し、計画策定の参考としました。

3 用語解説

あ	解説
ICT	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。一般に「情報通信技術」と訳され、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術全般を指す。
い	解説
一般就労	労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。
か	解説
ガイドヘルパー	主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。
き	解説
強度行動障害	激しい不安や興奮、混乱の中で多動、自傷、異食等の行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。
け	解説
権利擁護センター	高齢者や知的障害者、精神障害者の財産保全や成年後見制度、苦情相談等、権利擁護に関する総合的なサポートを行う施設で、北区では北区社会福祉協議会により権利擁護センター「あんしん北」が運営されている。
こ	解説
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。また、令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法では、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化される。
し	解説
児童発達支援センター	児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動の推進を目的とする非営利の民間組織。各種福祉サービスや相談事業、ボランティア等の支援、さらに地域の特性を踏まえた独自の事業等を行っている。
重症心身障害児（者）	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童（者）。

し	解説
就労支援センター	障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるように、就労面と生活面の一体的な支援を行う施設。
手話通訳者	音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。
障害支援区分	障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。
障害者の権利に関する条約	あらゆる障害者（身体障害、知的障害及び精神障害等のある人）の、尊厳と権利を保障するための条約。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした法律。
自立支援医療	平成18年4月から開始した制度。これまでの「更生医療」、「育成医療」、「精神障害者通院医療費公費負担制度」について、制度間の負担の不均衡を解消し、必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率と安定を確保するため、利用者全体で支える制度として一つに統合された。障害のある人が、その心身の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行う。
身体障害	身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害に分類される。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明になる。障害の等級には、障害の程度により、1級から6級がある。
せ	解説
精神障害	統合失調症、気分障害等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで各種サービスが受けやすくなる。手帳の有効期限は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

せ	解説
精神通院	精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障害の医療。自立支援医療のひとつ。
成年後見制度	知的障害や精神障害のある人、又は認知症高齢者の親亡き後等、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を保護する制度。
そ	解説
相談支援専門員	障害者の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。
ち	解説
地域活動支援センター	地域活動支援センターはⅠ型からⅢ型までである。 Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。 Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。 Ⅲ型は、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。
地域共生社会	高齢者・障害者・子ども等すべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に造り、高め合う社会。高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム」（医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援）を深化させた、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みのこと。
地域生活支援拠点等	障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障害児・者の地域生活支援を推進する観点から、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。
知的障害	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

と	解説
特別支援学級	学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校におくことができるとされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受けることができる。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。
な	解説
難病	医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」を指す。昭和47年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で後遺症を残す恐れが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義している。
は	解説
発達障害	発達障害者支援法の定義では、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと想定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。 具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれる。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。
ひ	解説
ピアサポート	自らが障害や疾病の経験のある方が、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うこと。

よ	解説
要約筆記者	聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。
り	解説
リハビリテーション	医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーション等を含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障害のある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。
療育手帳	知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」等の名称が使われ、障害程度の区分も各自治体で異なる。

第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月発行

刊行物登録番号 5—1—122

○発行 東京都北区

○編集 東京都北区 福祉部 障害福祉課

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

TEL : 03-3908-9085 FAX : 03-3908-5344



北区